

令和7年第3回

置戸町議会定例会会議録

令和7年6月24日開会

令和7年6月25日閉会

置戸町議会

令和7年第3回置戸町議会定例会（第1号）

令和7年6月24日（火曜日）

○議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
(諸般の報告)
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 承認第 1号 専決処分の承認について
- 日程第 4 報告第 5号 令和6年度置戸町繰越明許費繰越計算書の報告について
- 日程第 5 議案第28号 投票管理者等の報酬額及び費用弁償額並びに支給方法に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 6 議案第33号 町道の廃止について
- 日程第 7 議案第29号 置戸町税条例の一部を改正する条例
- 日程第 8 議案第30号 置戸町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 日程第 9 議案第31号 置戸町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第10 議案第32号 置戸町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第11 議案第34号 令和7年度置戸町一般会計補正予算（第1号）
- 日程第12 議案第35号 工事請負契約の締結について
- 日程第13 議案第36号 工事請負契約の締結について
- 日程第14 同意第 2号 置戸町教育委員会教育長の任命について
- 日程第15 報告第 6号 例月出納検査の結果報告について

○会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
(諸般の報告)
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 承認第 1号 専決処分の承認について
- 日程第 4 報告第 5号 令和6年度置戸町繰越明許費繰越計算書の報告について
- 日程第 5 議案第28号 投票管理者等の報酬額及び費用弁償額並びに支給方法に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 6 議案第33号 町道の廃止について
- 日程第 7 議案第29号 置戸町税条例の一部を改正する条例
- 日程第 8 議案第30号 置戸町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 日程第 9 議案第31号 置戸町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第10 議案第32号 置戸町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

日程第 1 1 議案第 3 4 号 令和 7 年度置戸町一般会計補正予算（第 1 号）

日程第 1 2 議案第 3 5 号 工事請負契約の締結について

日程第 1 3 議案第 3 6 号 工事請負契約の締結について

日程第 1 4 同意第 2 号 置戸町教育委員会教育長の任命について

日程第 1 5 報告第 6 号 例月出納検査の結果報告について

○出席議員（8 名）

1 番	嘉 藤 均 議員	2 番	前 田 篤 議員
3 番	石 井 伸 二 議員	4 番	石 村 吉 博 議員
5 番	柏 原 勝 議員	6 番	山 田 耕 平 議員
7 番	阿 部 光 久 議員	8 番	岩 藤 孝 一 議員

○欠席議員（0 名）

○地方自治法第 1 2 1 条第 1 項の規定により説明のため出席した者の職氏名

〈町 長 部 局〉

町 長	深 川 正 美	副 町 長	蓑 島 賢 治
会 計 管 理 者	石 森 実	企画財政課長	大 戸 基 史
総 務 課 長	坂 森 誠 二	総 務 課 参 与	鈴 木 義 徳
町民生活課長	須 貝 智 晴	産業振興課長	鈴 木 伸 哉
施設整備課長	塚 田 良	地域福祉センター所長	菅 原 嘉 仁
総務課長補佐	尾 崎 岳 史	企画財政課長補佐	小 島 敦 志

〈教育委員会部局〉

教 育 長	平 野 毅	学校教育課長	五 十 嵐 勝 昭
社会教育課長	森 下 辰 徳	森林工芸館長 兼図書館長	小 野 寺 孝 弘

〈農業委員会部局〉

事 務 局 長 田 中 耕 太

〈選挙管理委員会部局〉

事 務 局 長 坂 森 誠 二（兼）

〈監査委員部局〉

代表監査委員 今 西 美 紀 子

○職務のため出席した事務局員の職氏名

事務局 長 岡 部 信 一

議 事 係 前 元 皇 希

◎開会宣言

○岩藤議長 ただいまから、令和7年第3回置戸町議会定例会を開会します。

◎開議宣告

○岩藤議長 これから、本日の会議を開きます。

◎日程第 1 会議録署名議員の指名

○岩藤議長 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、置戸町議会会議規則第122条の規定によって1番 嘉藤均義員及び2番 前田篤議員を指名します。

◎諸般の報告

○岩藤議長 これから諸般の報告をします。

事務局長から報告させます。

事務局長。

○岡部事務局長 今期定例会に町長から提出された議事は、次のとおりです。

- ・ 議案第28号から議案第36号。
- ・ 同意第2号。
- ・ 承認第1号。
- ・ 報告第5号。

今期定例会までに受理した監査委員からの報告は、次のとおりです。

- ・ 報告第6号。

今期定例会に議案と説明のため出席を求めた者及び委任を受けて出席する者は、お手元に配付した名簿のとおりです。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

報告を終わります。

○岩藤議長 次に一部事務組合の会議について、組合議員から報告を行います。

北見地区消防組合。

5番 柏原勝議員。

○5番 柏原議員〔登壇〕 それでは北見地区消防組合議会結果について報告させていただきます。

去る、令和7年5月20日招集の令和7年第1回臨時北見地区消防組合議会の結果につきまして、その概要を報告いたします。

本会議は開会に先立ち理事者側に異動がありましたので、消防長並びに会計管理者以下の自己紹介を行いました。

次に、開議宣言があり、引き続き書記長より諸般の報告として出席議員14名全員の出席報告がありました。

次に、会議録署名議員の指名及び会期を１日間と決定いたしました。

次に、議案第１号 北見地区消防組合職員の勤務条件及び服務に関する条例の一部を改正をする条例については、育児休業、介護休業等育児または家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の改正に伴い、男女ともに仕事と育児・介護を両立できる職場環境を整備するため、所定労働時間を超えて勤務させてはならない職員の範囲を、３歳に満たない子を養育する職員から小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員へと拡大するほか、仕事と介護の両立支援制度等に関して早期の情報提供及び職場環境の整備を任命権者に義務付ける改正を行うものであります。

次に、議案第２号 工事請負契約の締結については、消防指令システム及び消防救急デジタル無線設備更新工事につきまして、令和８年３月中旬の完成を目途に更新整備をするものでありますが、予定価格が１億５，０００万円を超えることから、工事請負契約の締結にあたり議会の決議に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第２条の規定により議会の議決を求められたものであります。

次に、議案第３号 財産の取得については、現在消防署留辺蘂支署に配備している高規格救急自動車の更新整備で、取得価格が３，０００万円を超えるため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第３条の規定により議会の議決を求められたものであります。

以上、辻管理者より一括して提案理由の説明がなされ、議案第１号から議案第３号までの都合３件について質疑・討論・採決を行い、原案のとおり可決されました。

なお、審議の内容につきましては、お手元に配付の資料のとおりでございます。

以上で、北見地区消防組合議会の結果報告といたします。

令和７年６月２４日、報告者、柏原勝。

○岩藤議長 これで諸般の報告を終わります。

ここで、議場の中がとても暑くなっておりますので上着を脱ぐことを許可いたします。

随時、もし暑ければお脱ぎください。

◎日程第 ２ 会期の決定

○岩藤議長 日程第２ 会期の決定を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は本日から６月２６日までの３日間としたいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」と発言する者あり）

○岩藤議長 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から６月２６日までの３日間に決定しました。

◎日程第 ３ 承認第 １号 専決処分の承認について

○岩藤議長 日程第３ 承認第１号 専決処分の承認についてを議題とします。

本案に対し、提案理由の説明を求めます。

町長。

○深川町長〔自席〕 ただいま議題となりました承認第１号 専決処分の承認につきましては企画財政課長より説明申し上げます。

○岩藤議長 企画財政課長。

○大戸企画財政課長 承認第１号の説明をいたします。

承認第１号 専決処分の承認について。

令和６年度置戸町一般会計補正予算（第９号）については、議会を招集する時間的余裕がないので、地方自治法第１７９条第１項の規定に基づいて令和７年３月３１日に別紙のとおり専決処分したので同条第３項の規定により報告し、議会の承認を求めるものです。

次のページを開きください。

このページにつきましては、専決の処分書面ですので説明を省略させていただきます。

次のページをお開きください。

令和６年度置戸町一般会計補正予算（第９号）。

令和６年度置戸町の一般会計補正予算（第９号）は次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ１，４７４万８，０００円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ５０億４３５万８，０００円とする。

第２項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表 歳入歳出予算補正」による。

第１表 歳入歳出予算補正について説明いたしますので、別冊令和６年度置戸町一般会計補正予算事項別明細書（第９号）。８ページ、９ページをお開きください。

歳出から説明いたします。

（以下、関係課長説明、記載省略。令和６年度置戸町一般会計補正予算（第９号）、別添のとおり）

○岩藤議長 これで承認第１号の提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。

まず、承認第１号 専決処分の承認について。

令和６年度置戸町一般会計補正予算（第９号）。

第１条 歳入歳出予算の補正は別冊令和６年度置戸町一般会計補正予算事項別明細書（第９号）、８ページ、９ページ、歳出から進めます。

３．歳出。２款総務費、１項総務管理費。３款民生費、１項社会福祉費、２項児童福祉費。６款農林水産業費、２項林業費。１０款教育費、４項社会教育費。続いて次のページ、５項保健体育費。

○岩藤議長 質疑はありませんか。

５番 柏原議員。

○５番 柏原議員 民生費の部分で、冬期生活支援に要する経費、福祉灯油ですが、予算よりも大幅な減額、今物価高騰のなかで大変苦しんでと思われていますが、これだけの金額が減額されたということは希望者が少なかったのか、そこら辺の原因っていうのか、ちょっとお聞かせいただきたいと思います。

○岩藤議長 地域福祉センター所長。

○菅原地域福祉センター所長 予算に対する決算の減額の要因ということでございますが、まず、令和5年度の実績との比較ということでございますと、令和5年度については221世帯、331万5,000円を給付をしております。これに対して令和6年度につきましては、非課税世帯については215世帯で今回拡大しました。

均等割のみ世帯については27世帯、合わせて242世帯の給付というふうになってございます。予算額と執行額の差というところになりますけれども、そちらにつきましては、こちらは国の制度と違いまして対象者を事前に絞り込むことができないというところがありまして、町民税の非課税世帯についても若干多めに見て、予算を最大限見ているところがございます。加えてですね、均等割のみ世帯の部分の部分を今回初めて拡大をしましたので、そちらの方についての見込みの部分との差額ということで、今回の決算額ということになってございます。

○岩藤議長 5番。

○5番 柏原議員 対象者は概ね網羅されたという認識でよろしいのでしょうか。

○岩藤議長 地域福祉センター所長。

○菅原地域福祉センター所長 失礼いたしました。質問に対する答えができておりませんでした。対象者については令和5年度の対象者と令和6年度の実績を比べましたところ、そちらについては大きく変動がなかったというところもありますし、均等割のみ世帯についても追加があったということで、対象の方については概ね給付ができていたということで考えてございます。

○岩藤議長 ほかに質疑はありませんか。

1番 嘉藤議員。

○1番 嘉藤議員 10款教育費で、ふるさと教育チャーター事業、委託料ということで今回80万円の減額でありましたけども、せっかくの機会だったけども子どもたちに乗れない、次の機会がなかなかこう日程等のこともあって次の機会に乗ることができなかったのかなと思いますけども、なんとかこの郷土を愛する心を培うということではそういう機会を設けてあげたかなと思いますけど、その辺いかがでしたでしょうか。

○岩藤議長 社会教育課長。

○森下社会教育課長 はい、今議員おっしゃったとおりですね、我々としても非常に残念な気持ちでいっぱいなんですけど、今年度ですね、当初予算で予算の方を付けさせていただいております。それで今内部的な協議をしてる最中ではございますが、事業実施者であります日本航空さんですとか、北海道エアースystemの方とも今協議をしているところになりますけど、いわゆる冬のダイヤについては7月以降に確定をするということで、ちょっと日程を含めてですね、今調整中になっております。

本事業につきましては令和3年度から実施しておりますが、小学校5年生を主たる対象としながら、座席をより効果的に埋めるためにですね、あの大体2学年、今の中学1年生から3年生については小学5年生の時にすべからく乗っていただいているんですけども、すべての中学生はすでに乗っているということでですね、今年度これから細かい話は詰めていくんですけども、現6年生ですね、昨年の小学5年生については極力乗れるような形で調整を図っていきたいというふうに考えております。

○岩藤議長 1番。

○1番 嘉藤議員 本当にそのようにしていただきたいと思いますし、今回高校生も対象だったけども、

高校生は3年生でしたか、2年生ですか。ということは高校生の方も可能性があるということでしょうか。

○岩藤議長 社会教育課長。

○森下社会教育課長 乗せてあげたい気持ちも山々なんです、今使ってるそのチャーター機自体です、座席数というのが48席のチャーター機を1機使って事業を実施しております。大体5年生、6年生と、あと引率の先生、あとはまあちょっと関係事務担当の方が乗るとですね、高校生を1学年乗せるにはちょっと空き座席が足りないという状況もございますので、元々の本来の趣旨に則ってですね、極力小学生をまずはターゲットにしたいと考えております。

○岩藤議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ、歳入へ進みます。

4ページ、5ページ。

2. 歳入。2款地方譲与税、1項地方揮発油譲与税、2項自動車重量譲与税、3項森林環境譲与税。

3款利子割交付金。4款配当割交付金。5款株式等譲渡所得割交付金。6款法人事業税交付金。7款地方消費税交付金。8款環境性能割交付金。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ、次のページへ進みます。

6ページ、7ページ。

9款地方特例交付金、2項新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金。10款地方交付税。11款交通安全対策特別交付金。13款使用料及び手数料、1項使用料。18款繰入金、2項基金繰入金。

質疑はありませんか。

1番 嘉藤議員。

○1番 嘉藤議員 地方交付税のところで、特別交付税はずいぶんこう伸びたというか、追加の部分ありましたけど、この部分についてはどういうことが考えられるのか、分かりますか。

○岩藤議長 企画財政課長。

○大戸企画財政課長 はい、これにつきましては担当職員の方が交付税取れる部分を取ってくるという努力の賜物と言っていいのかなというふうに思っております。

○岩藤議長 1番。

○1番 嘉藤議員 はい、ありがとうございます。これからも努力を続けて町に寄与していただきたいというふうに思います。よろしくお願いします。

○岩藤議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ、歳入歳出を通して質疑漏れはありませんか。

5番 柏原議員。

○5番 柏原議員 歳入の4ページ、5ページの森林環境譲与税、これが減額64万2,000円とい

うことですが、前年対比がどうだったのか、それからこの原因は何なのかをちょっと説明していただきたいと思います。

○岩藤議長 産業振興課長。

○鈴木産業振興課長 すいません、前年対比の資料をちょっと持ってないんですけれども、森林環境譲与税、本町に通知が総務大臣から1枚くるだけですね、あのおそらく推測になるんですけども、環境譲与税の徴収が始まりましたので、おそらく全国集計をして、それで配分をきちっと計算した結果ですね、まあ年度末3月31日付で出てくるんじゃないかなというふうに思います。おそらく環境譲与税の徴収が始まって配分をきちっと計算した結果、減額なり増額なりってということが今後出てくるのかなというふうに思っております。

○岩藤議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ、これで質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければこれで討論を終わります。

これから承認第1号 専決処分の承認についてを採決します。

承認第1号については、原案のとおり承認することに賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○岩藤議長 起立多数です。

したがって、承認第1号 専決処分の承認については承認することに決定しました。

◎日程第 4 報告第 5号 令和6年度置戸町繰越明許費繰越計算書の報告について

○岩藤議長 日程第4 報告第5号 令和6年度置戸町繰越明許費繰越計算書の報告について。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○深川町長〔自席〕 ただいま議題となりました報告第5号 令和6年度置戸町繰越明許費繰越計算書の報告につきましては企画財政課長より説明申し上げます。

○岩藤議長 企画財政課長。

○大戸企画財政課長 報告第5号について説明いたします。

報告第5号 令和6年度置戸町繰越明許費繰越計算書の報告について。

令和6年度置戸町繰越明許費繰越計算書について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定により、別紙のとおり報告する。

次のページをお開きください。令和6年度置戸町繰越明許費繰越計算書になりますが、令和6年度置戸町一般会計補正予算で予算措置いたしました移住体験用住宅改修工事他3事業につきましては、

年度内実施が困難として繰越明許費の補正を行いました。３月３１日に翌年度会計に繰り越し、５月３０日付で繰越計算書を調整いたしましたので議会に対し報告するものです。

内容につきましては表に記載のとおりですが、１行目の移住体験用住宅改修工事につきましては同額の３，０００万円を繰り越しました。２行目の非課税世帯等臨時特別給付金事業は繰越予定額を１，５６４万６，０００円としておりましたが、令和６年度中の執行済経費２２万３，０００円を差し引いた１，５４２万３，０００円を、次の酪農肉用牛生産基盤確保緊急対策支援事業は同額の１，４６０万５，０００円を、最後の生活応援商品券交付事業につきましては繰越予定額を１，４４６万８，０００円としておりましたが、令和６年度中の執行済経費１７１万円を差し引いた１，２７５万８，０００円を繰越しました。

下段の計欄をご覧ください。繰越し予定の金額７，４７１万９，０００円、実際に翌年度より繰越した金額は７，２７８万６，０００円、財源内訳につきましては国庫支出金４，９０７万円、地方債１，５００万円、一般財源８７１万６，０００円となっております。

以上で報告第５号の説明を終わります。

○岩藤議長 ただいまの報告に対し、質疑を許します。

質疑はありませんか。

（「なし」と発言する者あり）

○岩藤議長 なければ質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と発言する者あり）

○岩藤議長 討論なしと認めます

これで討論を終わります。

これから、報告第５号 令和６年度置戸町繰越明許費繰越計算書の報告についてを採決します。

報告第５号について、報告のとおり承認することに賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○岩藤議長 起立多数です。

したがって、報告第５号 令和６年度置戸町繰越明許費繰越計算書の報告については、承認することに決定しました。

◎日程第 ５ 議案第２８号 投票管理者等の報酬額及び費用弁償額並びに支給方法に関する条例の一部を改正する条例について

○岩藤議長 日程第５ 議案第２８号 投票管理者等の報酬額及び費用弁償額並びに支給方法に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案に対し、提案理由の説明を求めます。

町長。

○深川町長〔自席〕 ただいま議題となりました議案第２８号 投票管理者等の報酬額及び費用弁償額並びに支給方法に関する条例の一部を改正する条例につきましては総務課長から説明申し上げます。

○岩藤議長 総務課長。

○坂森総務課長 議案第２８号について説明をいたします。

議案第２８号 投票管理者等の報酬額及び費用弁償額並びに支給方法に関する条例の一部を改正する条例。

今回の条例改正の内容ですが、第２１７回国会において、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律（令和７年法律第５０号）が公布され、交付の日から施行されたことに伴い、今後行われます各種選挙において適用する必要があることから今回改正を行うものです。

それでは内容についてご説明いたしますので議案第２８号説明資料 投票管理者等の報酬額及び費用弁償額並びに支給方法に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表をご参照願います。右が現行、左が改正案になります。

最近におきます物価の変動、選挙等の執行状況等を踏まえ、投票所の投票管理者から選挙立会人まで１日の費用弁償額について表のとおりそれぞれ引き上げるものでございます。

本議案にお戻りください。

附 則

この条例は、交付の日から施行する。

以上で、議案第２８号の説明を終わります。

○岩藤議長 これで議案第２８号の提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と発言する者あり）

○岩藤議長 なければ、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と発言する者あり）

○岩藤議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第２８号 投票管理者等の報酬額及び費用弁償額並びに支給方法に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

議案第２８号については、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○岩藤議長 起立多数です。

したがって、議案第２８号 投票管理者等の報酬額及び費用弁償額並びに支給方法に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

◎日程第 ６ 議案第３３号 町道の廃止について

○岩藤議長 日程第6 議案第33号 町道の廃止についてを議題とします。

本案に対し、提案理由の説明を求めます。

町長。

○深川町長〔自席〕 ただいま議題となりました議案第33号 町道の廃止につきましては施設整備課長より説明申し上げます。

○岩藤議長 施設整備課長。

○塚田施設整備課長 議案第33号 町道の廃止についてご説明をいたします。

議案第33号 町道の廃止について次のとおり町道の廃止をするものとする。

路線名 307 若松3丁目線。

起点 字置戸261番地の66。

終点 字置戸261番地の66。

総延長 44.50m。

実延長 39.30m。

重用延長 5.20m。

提案理由についてご説明いたしますので、議案第33号説明資料をご覧ください。若松3丁目線は現在は解体撤去されている町営住宅第6団地の南北に走る中道路としての位置付けとなっていた町道でございますが、今年度の児童館建設に伴い敷地内となるため、町道を廃止するものです。

本議案にお戻りください。

以上で、議案第33号の説明を終わります。

○岩藤議長 これで議案第33号の提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と発言する者あり）

○岩藤議長 なければ、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と発言する者あり）

○岩藤議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第33号 町道の廃止についてを採決します。

議案第33号については、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○岩藤議長 起立多数です。

したがって、議案第33号 町道の廃止については原案のとおり可決されました。

◎日程第 7 議案第 29 号 置戸町税条例の一部を改正する条例
から

◎日程第 13 議案第 36 号 工事請負契約の締結についてまで
————— 7 件 一括議題 —————

○岩藤議長 日程第 7 議案第 29 号 置戸町税条例の一部を改正する条例から日程第 13 議案第 36 号 工事請負契約の締結についてまでの 7 件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○深川町長 ただいま議題となりました議案第 29 号 置戸町税条例の一部を改正する条例につきましては町民生活課長から説明申し上げます。また、議案第 36 号 工事請負契約の締結につきましては総務課長が説明をいたします。なお、この間の各議案につきましてはそれぞれ担当する課長が説明申し上げます。

〈議案第 29 号 置戸町税条例の一部を改正する条例〉

○岩藤議長 まず、議案第 29 号 置戸町税条例の一部を改正する条例。

町民生活課長。

○須貝町民生活課長 議案第 29 号についてご説明をいたします。

置戸町税条例の一部を改正する条例。

置戸町税条例（昭和 29 年条例第 13 号）の一部を次のように改正する。

今回改正する内容は、令和 7 年度地方税法等の一部を改正する法律が交付されたことに伴い関係条例規定の改正を行うものです。主な改正概要につきましては公示措置の閲覧方式の拡大や給与所得控除、特定扶養控除、2 輪車の車両区分の見直し、加熱式たばこに係る課税標準の特例の追加等の改正となります。

それでは改正内容をご説明いたしますので、別冊の議案第 29 号説明資料、置戸町税条例（昭和 29 年条例第 13 号）の一部を改正する条例新旧対照表をご覧ください。

左側が改正案、右側が現行となっております。第 18 条の改正は公示送達の規定ですが、地方税法施行規則第 1 条の 8 第 1 項に規定する外国等への不特定多数が閲覧できる措置として電子計算機等、いわゆるインターネットを用いる方法等の規定の追加です。18 条の 3 の改正は納税証明事項の規定ですが、第 18 条において地方税法施行規則について（以下施行規則）としたことによる改正です。

次のページをお開きください。第 34 条の 2 の改正は所得控除の規定ですが、控除すべき金額について本年度税制改正により創設された特定親族特別控除額を追加することとする規定の改正となります。第 36 条の 2 の改正は町民税の申告の規定ですが、特定親族特別控除の創設に伴う公的年金等受給者の個人住民税申告義務に係る規定の改正です。

次のページをお開きください。第 36 条の 2 第 10 項の改正は行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆるマイナンバー法の改正に伴う引用条項のずれによる修正でございます。

次の第 36 条の 3 の 2 第 1 項第 3 号の改正は、個人の町民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書

の規定ですが、申告書の記載事項に特定親族の氏名について追加する規定の改正です。第36条の3の3第1項の改正は個人の町民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書の規定ですが、特定親族特別控除の創設に伴う公的年金等受給者の扶養親族等申告書に係る提出義務規定に退職手当等に係る所得を有するものであって、合計所得金額が85万円以下の特定親族について追加をする規定の改正です。

次のページをご覧ください。また、同項3号では申告書の記載事項に特定親族の氏名について追加するものです。次に固定資産税関連の改正となりますが、第63条の2の改正は施行規則第15条の3第3項並びに第15条の3の2第4項及び第5項の規定による補正の方法の申し出の規定ですが、マイナンバー法改正に伴う引用条項のずれによる修正となります。次に軽自動車税等関連の改正ですが、第82条の改正は種別割の税額の規定ですが、軽自動車税種別割の標準税率の区分見直しに伴い、第1号 原動機付自転車に二輪のもので、総排気量が0.125リットル、125cc、以下且つ最高出力が4.0キロワット以下のものを年額2,000円とする規定をウとして追加し、前後の関連項目の修正をする改正となります。

次のページをお開きください。第89条第2項の改正は種別割の減免の規定で、減免に係る申請書に記載する項目についてですが、第2号につきましてはマイナンバー法改正関連の条項のずれに伴う修正。第5号については先に説明いたしました第82条第1項第1号ウに掲げる原動機付自転車については総排気量及び最高出力を記載する追加規定の改正となります。

次に、第90条第2項の改正は身体障害者等に対する種別割の減免の規定ですが、次のページをお開きください。道路交通法の改正に伴うマイナ免許証の運用開始による減免申請時の運転免許証の提示義務に係る規定の改正となりますが、身体障害者又はを、身体障害者もしくははに変更。提示するものとして運転免許証又はマイナ保険証についても可とする追加規定の改正です。同項第5号及び第3項は減免申請書の記載事項に運転免許証又は免許情報記録の番号等の記載及び確認に必要な措置を受けること等を追加する規定の改正です。

次に特別土地保有税関連の改正ですが、第139条の3第2項第1号の改正は特別土地保有税の減免の規定ですが、マイナンバー法改正に伴う引用条項のずれが生じることによる修正となります。

次のページをお開きください。次に入湯税関連の改正ですが、第149条第1項第1号の改正は、入湯税に係る特別徴収義務者の経営申告の規定ですが、こちらもマイナンバー法改正に伴う引用条項のずれが生じることによる修正となります。

次からは附則となりますが、附則第10条の3第14項の追加は新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告の規定ですが、地方税法の改正により長寿命化に資する一定の大規模修繕工事が実施された特定マンションに係る特例として第13条で規定された申告書の提出がない場合でも一定の要件に該当すると認められた場合には特例を適用できることを追加する規定の改正で、追加に伴いまして現行の14項を15項に繰り下げるものです。

附則第16条の2の2の改正は加熱式たばこに係るたばこ税の課税標準の特例の規定ですが、令和8年4月1日以後に売渡し等が行われた加熱式たばこについての課税本数換算について改正を行うものです。

附則第16条の2の2第1項第1号は葉たばこを原料の全部または一部としたものを紙その他紙に

類する材料で巻いた加熱式たばこ、いわゆるスティック型の加熱式たばこについては0.35グラムを紙巻きたばこの1本として換算。ただし、0.35グラム未満である場合は1本で紙巻きたばこ1本に換算することとするものです。なお、重量についてはフィルター及びその他の地方税法施行規則、附則第8条の4の3に規定するものに係る主に葉たばこ等以外の重量は除きます。

次のページをお開きください。同項第2号はスティック型以外の加熱式たばこ、例えば葉たばこを原料の全部または一部としたものをカプセルに入れる形式のような加熱式たばこにつきましては0.2グラムを持って葉巻たばこの1本として換算。ただし、品目ごとの1個当たりの重量すなわち1箱の重量が4グラム未満である場合は、紙巻きたばこの20本に換算するとするものでございます。同条第2項及び第3項の規定は、売り渡しの際には1箱の重量ごとに紙巻きたばこに換算し、その合計に0.1グラムの端数がある場合は切り捨てるものとするものです。同条第4項の規定はスティック型以外の加熱式たばこについて、1箱の重量が4グラム未満であるもののうち、他の加熱式たばこと合わせて使用されるものなどについては、最低課税の対象としない除外規定となっております。

以上で今回の地方税法等改正に伴う税条例の改正につきまして説明を終わります。

本議案にお戻りください。議案2枚めくっていただき左のページになります。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は公布の日から施行し、令和7年4月1日から適用する。

ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第34条の2、第36条の2第1項ただし書、第36条の3の2第1項第3号及び第36条の3の3第1項の改正規定並びに附則第3条の規定 令和8年1月1日

(2) 附則第16条の2の次に1条を加える改正規定及び附則第6条の規定
令和8年4月1日

(3) 第18条及び第18条の3の改正規定並びに次条の規定 地方税法等の一部を改正する法律（令和5年法律第1号）附則第1条第12号に掲げる規定の施行の日

第2条は公示送達に関する経過措置となります。

次のページをご覧ください。

第3条は町民税に関する経過措置で、それぞれの規定の経過措置となります。第4条は固定資産税に関する経過措置で、それぞれの規定の経過措置となります。第5条は軽自動車税に関する経過措置で、それぞれの規定の経過措置となります。

次のページをお開きください。第6条は町たばこ税に関する経過措置で、それぞれの規定の経過措置となります。

以上で議案第29号の説明を終わります。

○岩藤議長 ここでしばらく休憩します。10時50分から再開します。

休憩	10時35分
再開	10時50分

○岩藤議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案の説明を続けます。

〈議案第30号 置戸町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について〉

○岩藤議長 議案第30号 置戸町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について。

町民生活課長。

○須貝町民生活課長 議案第30号についてご説明いたします。

置戸町国民健康保険税条例の一部を改正する条例。

置戸町国民健康保険税条例（昭和33年条例第7号）の一部を次のように改正する。

本条例の改正内容につきましては、地方税法施行令等の一部を改正する政令が交付されたことに伴い関係する規定を整備するものと、令和7年度国民健康保険税の税率を見直すものでございます。

改正内容の説明に入る前に置戸町国民健康保険税の現況につきましてご説明をいたします。議案第30号説明資料、置戸町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてをご覧ください。

はじめに令和7年度国民健康保険税所得階層別世帯分布表になりますが、上の表の左から所得階層、世帯数、被保険者数、合計所得金額、世帯割合を集計をしております。所得階層の欄1段目から4段目までの軽減対象基準に該当する所得階層150万円未満の世帯数合計は225世帯、世帯割合では54.8%。所得階層150万円以上から850万円未満の世帯数は145世帯、世帯割合では35.5%。課税限度額基準に該当する所得階層850万円以上の世帯数は40世帯で、世帯割合では合算して9.7%となっております。

次の課税基礎情報の表ですが、課税対象所得金額の合計は前年度に比べ5,275万9,542円減の8億7,364万1,200円、世帯数は15世帯減の410世帯、被保険者数は46人減の754名となっております。ただし、被保険者1人当たりの課税対象所得金額は前年度とほぼ同額の約115万8,000円となっており、課税対象所得金額の合計は減少しておりますが、世帯及び被保険者数の減少が主な理由で、1人当たりの課税所得、所得階層別の世帯割合の比率はほぼ変動がありません。

下段の表になります。軽減世帯情報ですが、今回の税制改正で5割軽減、2割軽減の拡充が図られますが、2割軽減世帯が増加し、7割及び5割軽減世帯が減少した状況となっております。以上が所得の状況、軽減の状況となります。

国民健康保険は都道府県単位により運営され、全道の被保険者の医療費や事務費などを全市町村で負担する仕組みとして納付金制度が導入されており、市町村ごとに所得水準、世帯数、被保険者数に応じた額が算定され、北海道に収める形となっております。また、令和9年度までには賦課方式を所得割、資産割、被保険者均等割、世帯均等割の4法賦課方式から資産税を算定しない3賦課方式へ統一。令和12年度には保険税率が統一され、全道どこの市町村でも同一の税率になる予定でございます。市町村ごとの納付金は1人当たりの医療費が高い場合や所得が低い場合に、市町村の国保財源が不安定にならないように財政安定支援事業として北海道が市町村ごとの納付金額を調整していましたが、令和12年度の保険税率増設に向けて、医療費などは北海道全体として考え、所得係数も国の基準としております。

本年度本町の交付金の額は前年度より1,115万円ほど減額の1億1,490万円と示されてお

ります。また、納付金を納めるために必要な今年度の保険税収入は8, 875万円となります。保険税につきましては、道から示される標準保険税率を参考としつつ税率を検討してまいりましたが、必要な保険税収入が減少したことから、各区分の資産割のみ引き上げを行う改正といたしました。

それでは条例の改正内容につきましてご説明をいたしますので、説明資料の2ページ、令和7年度置戸町国民健康保険税条例改正をお開き願います。表の左から改正項目、関係条項、改正内容、適用年月日となっています。令和7年度税制改正により、国保税における負担の公平性を図るため、軽減措置の拡充、課税限度額の引き上げが盛り込まれました。そのことから本町においても改正を行うものです。

改正内容の1、課税限度額の引き上げの増、区分の欄をご覧ください。国民保険税は基礎課税分、後期高齢者支援金分、介護納付金分の3区分で負担をいただいておりますが、第2条第2項に規定する基礎課税額分を課税限度額、現行65万円から66万円に1万円引き上げ、第3項に規定する後期高齢者支援金分に対応する分を課税限度額、現行24万円から26万円に2万円引き上げるものです。介護納付金課税額につきましては今回変更はございません。改正項目の2は減額基準の改正です。減額基準の改正につきましては低所得者に対する軽減措置を拡充するもので、5割軽減と2割軽減を拡充するものです。

次に、改正内容の2、低所得者に対する軽減措置（均等割・平等割の軽減措置）の拡充ですが、①5割軽減の拡充、第23条第2号の規定につきましては、世帯の軽減判定所得の算定において被保険に乗ずるべき金額を29万5,000円から30万5,000円に改正、②2割軽減の拡充、第23条第3号につきましては、世帯の軽減判定所得の算定において、被保険に乗ずるべき金額を54万5,000円から56万円に改正するものです。なお、7割軽減の所得基準につきましては現行どおり変更はございません。以上2点が地方税法施行令の改正によるものでございます。

続きまして改正項目3、税率の改正ですが、関係条項の欄、第3条からは基礎課税額の改正で、第4条資産割額を100分の10から100分の5に引き下げするもので、第3条所得割、第5条均等割、世帯均等割につきましては変更はございません。第6条からは後期高齢者支援金等課税額の改正で、第7条資産割額を100分の4から100分の2に引き下げるものです。第6条所得割、第7条の2及び3均等割、平等割につきましては変更はございません。第8条からは介護納付金課税額の改正で、第9条資産割を100分の1から100分の0.5に引き下げをするものです。第8条所得割額、第9条の2及び3均等割、平等割につきましては変更はございません。

資料の3ページをお開き願います。A3横の表となります。所得階層別国民健康保険税額の試算表ですが、表の左が改正前、右が改正後で、表の右端の全体分差し引きが前年度からの免税額の減額分となります。表の一番左側、上段は低所得者減額、中ほどより下は軽減該当とならない普通世帯の試算となっております。1が一番上の7割軽減世帯、所得が43万円の世帯及び2段目の5割軽減世帯、2人世帯、所得が67万5,000円の世帯は今回改正する資産割がありませんので、税額の変更はございません。上から3段目、5割軽減世帯、所得が92万円の世帯で、3人世帯、固定資産税2万円を負担いただく世帯では資産割が減額となり、前年より1,500円の減額となります。中段、所得が310万円の世帯で2人家族、固定資産税4万円の場合資産割が減額となり、前年より3,000円の減額となります。

以上で置戸町国民健康保険税条例の改正内容等につきまして説明を終わりますが、議案第30号説明資料、置戸町国民健康保険税条例の一部を改正する条例新旧対象表につきましては後ほどご参照願います。

本議案にお戻りください。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行し、改正後の置戸町国民健康保険税条例の規定は、令和7年4月1日から適用する。

(適用区分)

第2条 この条例による改正後の置戸町国民健康保険税条例の規定は、令和7年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和6年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

以上で議案第30号の説明を終わります。

〈議案第31号 置戸町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例〉

○岩藤議長 次に、議案第31号 置戸町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例。総務課長。

○坂森総務課長 議案第31号について説明をいたします。

議案第31号 置戸町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例。

置戸町職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年条例第5号）の一部を次のように改正する。

今回の改正内容でございますが、令和6年5月31日に育児休業、介護休業等育児または家庭介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律（令和6年法律第42号）が公布され、令和7年4月1日から施行されたものに関しては第2回定例議会で提案をいたしました。令和7年10月1日から施行される制度につきまして今回条例改正が必要となったことから改正を行うものでございます。

それでは改正内容をご説明いたしますので、議案第31号説明資料、置戸町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表をご覧ください。右が現行、左が改正案となります。

改正前の第15条、資料次のページにございますが、第19条の2、第19条の3の改定につきましてはそれぞれ第19条の2が新設、追加されることに伴う条項ずれについてそれぞれ改めるものでございます。

第19条の2は第1項で出産の申し出をした職員に対してを次のページをお開きください。第2項で3歳に満たない子を養育する職員に対して、それぞれ仕事と育児の両立に関する制度や措置について知らせるとともに、個別の移行の聴取、確認を行うこと。また、次の第3項でその意向を確認した事項において配慮しなければならないことが義務付けられたことから新設追加をするものでございます。

本議案にお戻りください。

附則ですが、この条例は令和7年10月1日から施行する。改正後の第19条の2第2項で規定する3歳に満たない子を養育する職員に対しての両立支援制度の周知や移行の聴取、その配慮につつま

しては施行日から円滑に制度を進めることができるよう、公布の日から施行するよう定めております。

以上で議案第31号の説明を終わります。

〈議案第32号 置戸町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例〉

○岩藤議長 次に、議案第32号 置戸町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例。

総務課長。

○坂森総務課長 議案第32号について説明をいたします。

議案第32号 置戸町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例。置戸町職員の育児休業等に関する条例（平成25年条例第3号）の一部を次のように改正する。

今回の条例改正は、令和7年1月8日に地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律（令和7年法律第5号）が公布され、令和7年10月1日から施行されますが、この法律改正に先立ち、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律。附則第2条で定める部分休業の申し出に係る経過措置規定が令和7年7月1日から施行されることに伴い改正を行うものでございます。この改正は育児を行う職員の職員生活と家庭生活の両立を一層容易にするため、国家公務員に準じて地方公務員の部分休業制度の拡充を行うものです。

それでは改正内容をご説明いたしますので、議案第32号 置戸町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例新旧対象表をご覧ください。右が現行、左が改正案となります。

第19条において部分休業することができない職員を規定しておりますが、1日の勤務時間に関する要件が緩和されたことに伴い改正をするものです。第20条ですが、部分休業についての規定で、現行の部分休業を第1号部分休業と改正し、併せてこれまで勤務時間に関する要件と勤務時間の始めと終わりに限り承認可能だったという規定を削除するものでございます。

次のページをお開きください。同条第2項及び第3項内の部分休業は、これらの改正に伴いましてそれぞれ第1号部分休業と改めるものでございます。

第20条の2は法改正により新たに設置された1年につき人事院規則で定める時間を超えない範囲内の部分休業を第2号部分休業として新設追加をし、1時間を単位として承認するよう規定するものです。第20条の3は部分休業の請求を申し出る1年の期限について、毎年4月1日から翌年3月31日までの期間と規定をするものです。第20条の4では職員が1年につき請求できる第2号部分休業時間の上限についてそれぞれ規定するものでございます。

次のページをお開きください。第20条の5では、これら部分休業の承認変更ができる特別の事情について部分休業の請求時に予測することができなかった事実が生じ、変更しなければこの養育に著しい支障が生じると認められた場合と規定をするものでございます。第21条は部分休業が第1号と第2号に分けられたことに伴いまして根拠条文の追加を行っております。第22条ではこれまでの部分休業の取り消し事由を整理し、第20条の5で規定しました第3項変更、すなわち特別の事情について部分休業の請求時に予測することができなかった事由が生じ、変更しなければこの養育に著しい支障が生じると認められた場合と併せて改正をするものでございます。

本議案にお戻りください。

附 則

1 この条例は、令和7年10月1日から施行する。

2 経過措置として令和7年10月1日から令和8年3月31日までの間における第2号部分休業の上限をそれぞれ半数の38時間45分、1日当たりの勤務時間数に5を乗じて得た時間とすることを定めるものとさせていただきます。

以上で議案第32号の説明を終わります。

〈議案第34号 令和7年度置戸町一般会計補正予算（第1号）〉

○岩藤議長 次に、議案第34号 令和7年度置戸町一般会計補正予算（第1号）。

企画財政課長。

○大戸企画財政課長 議案第34号について説明いたします。

議案第34号 令和7年度置戸町一般会計補正予算（第1号）。

令和7年度置戸町の一般会計補正予算（第1号）は次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,001万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ54億8,501万8,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算の補正について説明いたしますので、令和7年度置戸町一般会計補正予算事項別明細書（第1号）。6ページ、7ページを開きください。

歳出から説明いたします。

（以下関係課長説明、記載省略。令和7年度置戸町一般会計補正予算（第1号）、別添のとおり）

〈議案第35号 工事請負契約の締結について〉

○岩藤議長 次に、議案第35号 工事請負契約の締結について。

総務課長。

○坂森総務課長 議案第35号についてご説明いたします。

議案第35号 工事請負契約の締結について。

議会の議決にすべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づく契約を次のとおり締結する。

- 1 目 的 置戸町児童館等建設工事
- 2 方 法 指名競争入札
- 3 金 額 金6億379万円
- 4 相手方 北進・北成特定建設工事共同企業体

代表者は、常呂郡置戸町字置戸22番地の3 北進工業株式会社 代表取締役 鈴木栄樹。

構成員は北見市北5条東3丁目2番地 北成建設株式会社 代表取締役 久島玲一。

なお、工期につきましては令和8年3月18日までとしております。入札執行日は6月10日、入札業者は町内外5特定建設工事共同企業体により実施し、2回で落札となりました。

以上で議案第35号の説明を終わります。

〈議案第36号 工事請負契約の締結について〉

○岩藤議長 次に、議案第36号 工事請負契約の締結について。

総務課長。

○坂森総務課長 議案第36号についてご説明いたします。

議案第36号 工事契約の締結について。

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づく契約を次のとおり締結する。

- 1 目 的 町道若松2丁目線外2線道路改良工事
- 2 方 法 指名競争入札
- 3 金 額 金8,360万円
- 4 相手方 常呂郡置戸町字置戸22番地の3 北進工業株式会社 代表取締役 鈴木栄樹。

なお、工期につきましては令和8年3月18日までとしております。入札執行日は6月10日、入札業者は町内外5社により実施し、1回で落札となりました。

以上で議案第36号の説明を終わります。

○岩藤議長 これで議案第29号から議案第36号までの提案理由の説明を終わります。

ここで暫時休憩します。そのまま自席でお待ちください。

(教育長 退席)

休憩 11時47分

再開 11時47分

○岩藤議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第14 同意第2号 置戸町教育委員会教育長の任命について

○岩藤議長 日程第14 同意第2号 置戸町教育委員会教育長の任命についてを議題とします。

本案に対し、提案理由の説明を求めます。

町長。

○深川町長 ただいま議題となりました同意第2号は置戸町教育委員会教育長の任命についてでございます。

本町教育委員会教育長、平野毅氏は本年6月30日を以て任期満了となるため、後任に次の者を任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

後任の方であります、同じく平野毅氏で、住所及び生年月日は議案の記載のとおりであります。

平野毅氏の略歴について簡単に申し上げたいと思います。和光大学卒業後、昭和53年から9年間置戸中学校教諭として教鞭をとられた後、女満別中学校、サウジアラビア日本人学校などを経て、平成9年に置戸中学校教頭として本町2回目の着任。その後網走第1中学校を経て、平成15年には紋別上渚滑中学校校長に就任されております。その後遠軽南中学校、紋別潮見中学校長を経て、平成23年には置戸中学校校長として着任され、翌24年7月に教育長に任命されるまでの通算13年3カ

月、置戸中学校で勤務されました。教育長に就任されて現在まで5期13年間、意欲的にその任に当たられ、少子高齢化や人口減少が進むなか、教員としての豊富な経験や長年の本町での勤務経験により本町の特質を理解し、コミュニケーションを大切にしながらまさに第二の故郷として教育行政の先頭に立ってこられました。

私が就任後に議論が進められてまいりました児童館整備がいよいよ始まります。来年の開設に向けた運営方針の確立、また生徒減少により再編が留保されている道立置戸高校の存続に向けた取り組みの強化始め、小中一貫教育やふるさと教育の着実な推進、幼少期から高齢期まで、またはサポートが必要な子どもたちの対応、健康に不安を抱える方々始め、全町民が生涯にわたって学べ、生活を豊かにする教育環境作りのために引き続き教育行政の牽引役として教育長の任に当たっていただきたく提案するものでございます。

任命の同意についてよろしくお願い申し上げます。

○岩藤議長 これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ、これで質疑を終わります。

討論は置戸町議会運用例により省略します。

これから同意第2号 置戸町教育委員会教育長の任命についてを採決します。この採決は起立によって行います。

本案に同意することに賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○岩藤議長 起立多数です。

したがって、同意第2号 置戸町教育委員会教育長の任命については、同意することに決定しました。

ここで暫時休憩いたします。そのまま自席でお待ちください。

(教育長入場 着席)

休憩 11時52分

再開 11時52分

○岩藤議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第15 報告第6号 例月出納検査の結果報告について

○岩藤議長 日程第15 報告第6号 例月出納検査の報告について事務局長から報告させます。
事務局長。

○岡部事務局長 報告第6号について申し上げます。

監査査員が令和7年2月28日、3月31日及び4月30日現在の出納状況について検査を執行され、お手元に配付のとおりの結果報告がありました。

報告を終わります。

○岩藤議長 これで報告済とします。

◎散会の議決

○岩藤議長 以上で、本日の日程は全部終了しました。

◎散会宣言

○岩藤議長 本日は、これで散会します。

散会 11時53分

令和7年第3回置戸町議会定例会（第2号）

令和7年6月25日（水曜日）

○議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
（諸般の報告）
- 日程第 2 一般質問
- 日程第 3 議案第29号 置戸町税条例の一部を改正する条例
- 日程第 4 議案第30号 置戸町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 日程第 5 議案第31号 置戸町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 6 議案第32号 置戸町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 7 議案第34号 令和7年度置戸町一般会計補正予算（第1号）
- 日程第 8 議案第35号 工事請負契約の締結について
- 日程第 9 議案第36号 工事請負契約の締結について
- 日程第10 意見書案第3号 ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める要望意見書
- 日程第11 意見書案第4号 国内農業を犠牲としない日米関税交渉などを求める要望意見書
- 日程第12 意見書案第5号 地方財政の充実・強化に関する要望意見書
- 日程第13 意見書案第6号 義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1／2への復元など教育予算拡充とゆたかな学びを求める要望意見書
- 日程第14 意見書案第7号 道教委「これからの高校づくりに関する指針」（改定版）を見直しすべての子どもにゆたかな学びを保障する高校教育を求める要望意見書
- 日程第15 意見書案第8号 令和7年度北海道最低賃金改正等に関する要望意見書
- 日程第16 議員の派遣について

○会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
（諸般の報告）
- 日程第 2 一般質問
- 日程第 3 議案第29号 置戸町税条例の一部を改正する条例
- 日程第 4 議案第30号 置戸町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 日程第 5 議案第31号 置戸町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 6 議案第32号 置戸町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 7 議案第34号 令和7年度置戸町一般会計補正予算（第1号）

- 日程第 8 議案第 35 号 工事請負契約の締結について
- 日程第 9 議案第 36 号 工事請負契約の締結について
- 日程第 10 意見書案第 3 号 ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める要望意見書
- 日程第 11 意見書案第 4 号 国内農業を犠牲としない日米関税交渉などを求める要望意見書
- 日程第 12 意見書案第 5 号 地方財政の充実・強化に関する要望意見書
- 日程第 13 意見書案第 6 号 義務教育費国庫負担制度堅持・負担率 1／2 への復元など教育予算拡充とゆたかな学びを求める要望意見書
- 日程第 14 意見書案第 7 号 道教委「これからの高校づくりに関する指針」（改定版）を見直しすべての子どもにゆたかな学びを保障する高校教育を求める要望意見書
- 日程第 15 意見書案第 8 号 令和 7 年度北海道最低賃金改正等に関する要望意見書
- 日程第 16 議員の派遣について

○出席議員（8 名）

1 番	嘉 藤 均 議員	2 番	前 田 篤 議員
3 番	石 井 伸 二 議員	4 番	石 村 吉 博 議員
5 番	柏 原 勝 議員	6 番	山 田 耕 平 議員
7 番	阿 部 光 久 議員	8 番	岩 藤 孝 一 議員

○欠席議員（0 名）

○地方自治法第 121 条第 1 項の規定により説明のため出席した者の職氏名

〈町 長 部 局〉

町 長	深 川 正 美	副 町 長	蓑 島 賢 治
会 計 管 理 者	石 森 実	企画財政課長	大 戸 基 史
総 務 課 長	坂 森 誠 二	総 務 課 参 与	鈴 木 義 徳
町民生活課長	須 貝 智 晴	産業振興課長	鈴 木 伸 哉
施設整備課長	塚 田 良	地域福祉センター所長	菅 原 嘉 仁
総務課長補佐	尾 崎 岳 史	企画財政課長補佐	小 島 敦 志

〈教育委員会部局〉

教 育 長	平 野 毅	学校教育課長	五十嵐 勝 昭
社会教育課長	森 下 辰 徳	森林工芸館長 兼図書館長	小 野 寺 孝 弘

〈農業委員会部局〉

事 務 局 長	田 中 耕 太
---------	---------

〈選挙管理委員会部局〉

事務局長 坂 森 誠 二（兼）

〈監査委員部局〉

代表監査委員 今 西 美 紀 子

○職務のため出席した事務局員の職氏名

事務局長 岡 部 信 一

議 事 係 前 元 皇 希

◎開議宣告

○岩藤議長 これから、本日の会議を開きます。

◎日程第 1 会議録署名議員の指名

○岩藤議長 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、置戸町議会会議規則第122条の規定によって3番 石井伸二議員及び4番 石村吉博議員を指名します。

◎諸般の報告

○岩藤議長 これから諸般の報告をします。

事務局長から報告させます。

事務局長。

○岡部事務局長 本日の議会から提出された事件は、次のとおりです。

・意見書案第3号から第8号。

・議員の派遣について。

本日の説明員は、前日配付した名簿のとおりです。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

報告を終わります。

○岩藤議長 これで諸般の報告を終わります。

◎日程第 2 一般質問

○岩藤議長 日程第2 一般質問を行います。

通告の順番に発言を許します。

まず、最初に4番 石村吉博議員。

○4番 石村議員〔一般質問席〕 それでは通告にしたがいまして質問をさせていただきます。私からは大通り、各自治体の花壇の整備管理の今後と現在の町としての考え方についてという質問をさせていただきます。

大通りは大規模な街並み整備事業から現在までおよそ30年が経とうとしています。当時整備された大通りの花壇は今も各自治会の皆様や大通り商店会の皆様によって整備管理していただいております。しかしながら、約30年の時が経ち、置戸町も高齢化が進み、整備管理する皆様も大変苦勞なされているのが現状です。このままでは継続は困難になっていき、いずれは管理する人もなくなり、景観も守れないのではないのでしょうか。今は商工会、大通り商店会主催で動いていただいておりますが、今後緑と清流の町置戸として美しい街を守っていくためにも、各個人、自治会単位でお任せではなく、町全体で考えなければならない時期が来ていると思いますが、町長のお考えをお伺いいたします。

○岩藤議長 町長。

○深川町長〔登壇〕 おはようございます。今日は猛暑が予定されるなかで、このように傍聴いただきましてどうもありがとうございます。これから質疑をしまいいりたいと思いますのでどうぞよろしくお願いいたします。

まず最初に石村議員から大通り、それから各自治会の花壇整備と今後の管理の現在の町としての考え方についてのご質問がありました。議員がおっしゃられたとおり、高齢化が進んで人口も減ってるなかで、今まであった花壇整備等が大変になってるっていう現状は認識しております。そのなかでも過去の経過も含めてご説明をさせていただいて、町の今段階での考え方をお答えさせていただければと思います。

本年も大通り商店会をはじめ各自治会、これは大通りに面してない町内も含めてでございますけども、団体の皆様、自治会の皆様、市街地区の入り口でもあります北光パーキングではそれ以外に北海道開発部の建設部の職員のほか、国道の管理業者さん、それから男性ボランティアえぞまつ会の皆様などが協力してパーキングの花壇も含め、全町の道路花壇や公共施設で約8,700本の花が彩られたところがあります。本当にご苦勞様でございます。また、個人で花壇を整備しているご家庭も多く見られ、マリーゴールドやサルビアなど全町・全域で綺麗な花が咲き誇り、買い物に来られた方、それから通勤・通学をされる子どもたちの方々の目の癒し、とても清々しく感じてこの町を訪れる方も多いと思います。例年多くの皆様が協力してこの花いっぱい運動の継続をいただいていることに感謝を申し上げるところでございます。

この歴史についてちょっと触れさせていただきますが、この花の町、花いっぱい運動の取り組みは昭和53年2月に町民憲章が制定されて以降、全町的な運動として継続されており、当初町民憲章推進協議会が中心となり運動を推奨し、花苗の即売会や木製プランターなどの仮植を行うとなど取り組んできた経過があります。その後、この活動が自治連絡協議会に引き継がれ現在まで継続してきたところがあります。その間、先ほど議員もおっしゃられたとおり、街並み整備を通じて大通り、平成4年に大通り商店街協同組合が発足し、街並み整備事業を期に欧米で見た花で飾る町、花と緑のまちづくり、それを目指して高さ1メートルのポールの上に植木鉢を載せたスタンディングバスケットや街路灯の下にぶら下げるプランターなどを設置したのも記憶にまだ残ってるところであります。

ピーク時には大通りだけで2,700本もの花が飾られ、その鮮やかな花街道に来町者や視察者も多く訪れ、平成15年には北のまちづくり知事賞を受賞、翌16年には花のまちづくりコンクール優秀賞などを受賞した過去の経過があります。また、昭和56年からは花いっぱい共励会が開催され、これは自治連と町で共催しながらやっておりますが、花愛好家の皆さんの励みになるよう審査会を行ってきましたが、時代の変化とともに、まあ33回からは形式と形を変えて参加者の花壇の見学奨励で賞を付けることではなくて、みんなでその花壇を見て回る会というふうになってきてます。そのなかで育成の方法やデザイン情報交換の場として参加者は減っては来ているものの、現在も継続しているところでございます。

先ほど申し上げました昭和53年の町民憲章が制定されて以降、花いっぱい運動が展開されてまいりました。それから約50年、47年経っております。当時と人口を比べましてもですね、大きく変わってきております。当時の人口はですね、確か7,000人を切るぐらいの人口だったと思います。それが今は先月で2,500をちょっと割ってます。2,498人ぐらいですねっていうふうにもう半分以上

下になってきてるなかで、プランター等も、それから街路樹の花壇も同じ数を維持していくっていうのは大変だろうというふうに思っております。

花いっぱい運動の推進の基本理念は、継続しながらもその時代時代にあったやり方、規模など、自治連をはじめ関係者と協議をしながら継続してまいりたいと考えておりますが、これからも場合によっては縮小などがあるかもしれません。近年でいけばですね、西町内の住宅付き以西の方ですね、拓殖橋の手前の方からですね、まあ花が植える人手もないし大変だということで、花は植えずに草取りだけをボランティアでやられた経過があるんですけども、それも今年ですね、北海道の方をお願いをして、ちょっともう縮小しなければならないのでということで砂利を埋めて街路樹はそのままにしておりますけども、まあその後の手入れが少なくて済むようなことをしております。

このように、場合によっては縮小などもあるかもしれませんが、花に彩られた花いっぱいのまちづくりの思いは町民の皆さんの思いでもあると思っておりますので、自治連絡協議会や大通り商店会など関係機関の皆様と連携を図り推進をしながらも、あり方を検討してまいりたいと思います。

私ちょっと今回これのことで調べましたらですね、町民憲章ができた昭和53年、その52年、私はあの統合中学校でした。当時統合中学校になる時はこのままで人口が減っていくなかで、この町、学校が持たなくなると。生徒も少なくなるとということで統合中学校になったのが昭和52年です。その頃私が生まれた頃40年代が1万3,000人の人口がピークでした。それが急激に減ってく時代でもありました。1960年代1万3,000人いた人口がわずか10年後1970年には9,000人になってます。これ人口減少で行けば30%、今人口減少が言われてる直近の10年でいきますとですね、3,000人から2,500人に今落ちているんですけども、この人口の減少ってのは15%、当時の人口減少って今よりもすさまじい人口減少のなかで、その時に作られた町民憲章です。私、当時役場にはいませんでしたけれども、もうその当時に町民憲章を作ってこの町を盛り上げていこうといった先人たちの思いっていうのは、この町民憲章で言ってる中身っていうのは人口減少が訪れて産業が少しずつ工場がなくなったりする人口減少を伴うような時代に、この置戸町がどうやったらいい町になってくるんだろうっていう願いを込めて作られたんだろうなというふうに今回読み返しました。

そのなかにまあ蛇足ではありますが、町民憲章のちょっと前文の方を読まさせていただきますけども、「わたくしたちは、秀峰クマネシリを望む豊かな森林、緑の大地と常呂川の清い流れにはぐくまれる置戸町民です。わたくしたちは北国のきびしい自然のなかで、先人がたくましくきり拓き、発展してきた町の歴史の上に、さらに、すべての町民のしあわせを願い、ひとりひとりの知恵と力をだし合って明るく、豊かな、住みよいまちをつくるため、この憲章を定め実行します」という内容です。これはみんなができることを力を出し合って、そんな厳しい未来になるけども、住みよい町を作ろうということを決めたんだろうなというふうに想像します。このなかで、まあ各推進項目があるんですけども、自然にしたいし、環境をととのえ、緑と清流のまちをつくりますっていうのが一つあるんですけども、まあ緑の町っていうことなので、この花いっぱい運動はここにかかるのかなと思いますが、この花いっぱい運動に象徴されることはきっとみんなでまちづくりを力を出し合ってやっていまいしょうと、この一つの方策として花いっぱい運動があったんだろうなと思います。環境もある守る環境美化、そんな意味だけではなくて、これは町民の健康であったり心身のストレス軽減やあるいは教育効果であったり、地域社会への貢献、みんなで町内会で花を植えようとかコミュニティの活性化など、そんなことを含めてですね、

この町民憲章っていうのが制定されて、その一つの方策として花をみんなで植えて心豊かに子どもたちを育て、そして幸せに暮らしていこうという思いだと思いますので、この思いを引き継ぎながら規模は縮小したり、それから花壇も一部あの手に負えないところも出てきたり、花だけではなくてもっと手間のかからない植物を植えたかどうかというようなこともあるかもしれませんが、形を変えながらこの花いっぱい運動、町民憲章の実践を続けていきたいと思いますのでどうぞご理解いただきたいと思います。

あの緑栄町内の方で石村議員、今回花壇整備をしていただいたということもちょっと町内会長になられてご苦労されたということもお聞きしておりましたし、まああの人手も足りない高齢化してくなかで、今の花壇を整備していくのは大変だということも認識しておりますが、無理をしない範囲で、花を植えることだけではなくて花を維持して育てていくことも町内会の活動なんだろうな。それに体では労力行使できない方も気にかけて、町内の人が綺麗だねって言っていただくことも町内会活動なんだろうなというふうに思ってますので、どうぞご理解いただきたいと思います。

○岩藤議長 4番。

○4番 石村議員〔一般質問席〕 まずは町長の考えをお伺いして理解しました。先ほど町長もおっしゃっていただいております、私も今年からそういう役割をですね、いただきまして従事させていただいているんですが、恥ずかしながらですね、今まではさまざまな理由で花のこともそんなに積極的には整備・管理に取り組んでいませんでした。今回そのようなお仕事をいただき、話を聞いたり自分で動いたりしてるうちに、この花壇についてさまざまな問題点に気づかせていただき、今まで管理していただいた方はこんなに苦労されたんだなと感じて今回このような質問をさせていただいております。

まず、私が結論としてですね、何を求めているかというのと、その管理を全部町にお願いして整備・管理してほしいというわけではなく、綺麗な街並みを存続させていくためにも町として商工会、大通り商店会、また各自治会ともっと話をし一緒にできることを考えてやってほしいということを考えております。

歩道沿いは道道なので花壇も道の所有というの聞いておりますし、なかなか道との調整もうまくいってないという話も伺っております。現在の立場、町は道との調整役という話を聞いておりますが、予算、花の価格なども適切になるように一緒に道と協議もしてほしいというふうに思います。商店会や商工会だけではなかなかその交渉もうまくいってないような話もありますので、その辺もお願いしたいところです。

生産していただいている方のご好意もあり、今お花の価格も通常価格よりもかなりお安く提供いただいているというのもあるんですが、続けていくにはこの辺りもしっかり見直していかないといけないという話もありますが、この辺りの話は町としては現状どのように把握しておりますでしょうか、お願いします。

○岩藤議長 町長。

○深川町長〔自席〕 今回のこの質問いただいたなかで担当の町民生活課長の方から事情も聞きましたし、それから春先にこの花壇のことってのは、町民の方からも私の方にこのままではなかなか今までどおりの整備ができない町内も出てくるんですよっていうお話もちょっとお聞きはしてたんですけども、まああの今回緑栄町内の方は個々のボランティアの方もお手伝いいただいたと、新たなお手伝いいただ

ける方、強制ではないと思います。そんななかで進められたということもお聞きしてます。花の苗の価格上昇、これは物価上昇のなかでまあやむを得ないことなんだろうと思いますが、それがやり取りが行き違いがあったりして、まあまけてもらったとかいろんな話も担当からは聞いたんですけども、それはあの事務的なことなのであれなんですけども、この大通り商店街のことだけを大通り商店街、この目抜き通りですか、道道北光置戸線のこの道路につきましては、街並み整備をした時に三者協定を結んでます。北海道と置戸町と自治連で協定を結んで管理の方法等、それはあの3社でできることをそれぞれやりましょうということになってます。その一環で道道沿いの花壇整備の一部、苗の費用をですね、ただいて商工会の方が大通り商店街協同組合の事務局を持っておりましたし、それが解散して今大通り商店会の方になりましたけども、そこで取りまとめをただいて、その道道沿いの町内会の方々の苗も合わせて発注等していただいていたとなっております。その3社の改めて協議っていうのが今までなされてたかっていうのは面と向かって会ってはいないんですけど、今までどおりということやってきたんですよ。そういう現状が植える人も、それから管理する人も大変になってきてるなかでは、やっぱり一定程度やっぱり検証しながら話し合いを持って今後進めていかなければ、どっかでまあいつかできせんということになってしまうような事態になるんだろうということも今回は分かりましたので、まあいつの段階でかはちょっと今申し入れをしてるわけではないんですけども、場合によっては話し合いを持ってですね、町も商工会の事務局さんも、それから場合によっては道の土現の方も、話し合いに参加していただくような場を設置して今後のあり方っていうのは話し合っていくことが必要なんだろうなと思います。

前回、西町先ほど説明しました西町以西、住宅付きがもうないところですね、それについてはもう管理ができないということで、町から要請をして道の方に砂利を埋めていただく工事をしていただいた経過がありますので、それがどこもそうしていこうということではありませんけども、まあ対応策っていうのはやはり協議のうえ進めていかなければならないと思ってますし、先ほど私が申し上げましたとおり、町民憲章の思いっていうのはやはりつなげていくべきだろうと思いますし、この花を植えることの効用っていうのは幅広く町民に行き渡って、いろんなところで享受されてるんだろうし、町民の活力になっているんだということも思いながら協議していきたいと思っております。

○岩藤議長 4番。

○4番 石村議員〔一般質問席〕 来年に向けてぜひそのような話し合いを早めにしていただきたいと思います。今回私の住まいのある、先ほどから町長も言っていただいております緑栄自治会では実施予定ではありませんでしたが、景観などのこともありお願いされ、さまざまな方にご相談をし、花植えや管理には各個人の方や各ボランティアの方々、また置戸高校生にもご依頼をし、ボランティア部にもご協力お手をいただくということでなんとか管理の方もできるかなという状況に今なっております。

もちろん各自治会によっては考え方がさまざまあり、個人の方が楽しみにしてる方もいらっしゃる、その自治会によっては大切な行事や交流の場になっているというのもあると思います。ただ、やはり全体で考えると続けていくのが困難になってくると思うんですが、例えばクリーン作戦のようにどこかの日に一斉に花植えの日があって、関係各所の皆さんでやる日があってもいいのではないのでしょうか。郷土教育の一環で子どもたちと一緒に植えたり、また置戸高校の生徒とも交流として一緒に取り組んだり、考え方を柔軟にすればみんなでやるような考え方はいろいろ出てくると思いますのでお願いした

いところですよ。

しかしながら、それが無理なら先ほどから町長もおっしゃってます、一部ではすでに花壇を埋めてしまってる部分もあるので、いっそのこと埋めてしまったり街路樹を植えるなども考えていかないといけないと思いますが、このような考え方もちょっともう一度お聞かせてください。

○岩藤議長 町長。

○深川町長〔自席〕 もちろん人数が少なくなってって高齢化が進んでいくなかで、全部が全部本当に維持できるかっていうのはそれは本当に物理的に難しいんだろうと思います。しかしながら、その埋めたところでもありますね、町内の方では住宅付きのところはまだ西町の方々も一生懸命植えていただいて、そして植えるだけじゃないんですね、草は取らなきゃならないし、雨が降らなければ朝じょうろで水を撒いてる方々もおられます。そんな全体での活動だけじゃなくて、それぞれの気持ちでやられてる方もおられるなかで、そういう気持ち、活動も大事にしながらですね、花いっぱい続けていければなと思います。あの縮小するのを推奨するわけでもありませんし、それから何も無策でどんどん縮小していくっていうことではないというふうにご理解いただきたいと思います。

先ほどの石村議員がおっしゃられたとおりに置戸高校にお願いをされたら、相談をしたら快く出ていただいたっていうこともありますし、それから小学校、中学校ってのはまだそんな話をしたこともありませんが、小学校、中学校もきっと学校で花壇を植えたりなんだから美化活動、小学校でいけば家庭菜園ですか、今やってるかは承知してないんですが、そんな活動もしているので全部が集まって同じ日にやるっていうのが効率的かどうかちょっとわからないんですけども、従来はその花壇があるところの町内の方で運営していただくというのは、整備していただくというのが基本であったり、各公共施設へいけば、住民センターや公民館であればその地域の住民が出てその花壇を整備したりしておりますので、いろんな団体に声をかけたりすることってというのは可能だと思いますが、やはりあのアカデミックに来年から大きく変えてやっていくっていうのは今やってる方々の活動もありますので、それ自治連ともよく協議しながら進めていかなければならないと思いますので、そのご理解をいただきたいと思います。まあ今言われてるのは緑栄だけの問題ではないんだと思います。どこも同じように大変だっていう声は町内会の中でも出てるのかもしれない。そんな声も自治連の中で拾っていただいて、まあどうしていくかってことも協議していくことが大事だと思っております。

○岩藤議長 4番。

○4番 石村議員〔一般質問席〕 はい、時代に合わせていろいろな考え方もどんどんアップデートしていくべきだと思いますので、考え方もどんどんどんどん良い方に向けていってほしいと思っております。

最初に町長もおっしゃっていましたが、置戸町民憲章に自然にしたしみ、環境をととのえ、緑と清流のまちをつくりますという一文もあります。みんなで参加することで地域への愛着もわき、将来に向けて諸先輩方皆様が今までつくり守ってくれたこの事業を継続していくためにも、早い段階で今から計画を立て、動いていく必要があると思います。本町を訪れていただいた方に寂れた町などは見せたくないですし、感じてほしくないです。いつ来ても綺麗な街並みを保ち、暖かい気持ちになっていただきたいです。ぜひとも今言ったことを前向きにご検討をいただき、美しい街並みをいつまでも残していただきたいです。私からの質問は以上です。

○岩藤議長 次に、1番 嘉藤均議員。

○1番 嘉藤議員〔一般質問席〕 昨日の定例議会1日目におきまして、同意第2号ということで議会の同意を得まして平野教育長が6期目の就任ということが決まりました。誠にありがとうございます。また引き続きよろしくお願ひしたいと思ひます。

昨日の深川町長のお話ですと5期13年務めたということで、今回6期目の就任ということになったということでもありますけども、深川町長からは児童館の課題であったり、存続が危惧される置戸高校の話、それから少子化と言ひますか、学校の編成いろいろ含めて教育長にご尽力をいただきたいという強い要請があったものと思ひております。本来であればこのまま児童館や置戸高校の話を質問をするべきかと思ひますけども、通告にしたがいましてですね、町民と社会教育のあり方ということで、あり方や関わり、展開はということで通告どおりに質問させていただきます。

急な教育長の同意案件もありましたけども、本来はもし退任することがあればなむけの言葉にという思ひもありましたけども、今回また継続していくということでよろしくお願ひをしたいと思ひます。

それでは質問いたします。昔から置戸町は社会教育の町と言われてきました。生産教育から生まれたオケクラフトや商工青年部から発案・発展した夏まつり人間ばん馬大会、献本活動から始まった図書館などなど、置戸町の歴史の多くは社会教育から築かれてきたと言っても過言ではないと思ひております。今は人口減少、高齢化を理由に新たな展開がなかなか見えない現状があるのかなと考えておりますけども、これからの置戸町民と社会教育のあり方や関わり、展開を教育長はどのように考えているかお聞きをいたします。

○岩藤議長 教育長。

○平野教育長〔登壇〕 先に改めまして同意をいただいたこと感謝申し上げます。自分の年齢を考えると、与えられた職責について今まで以上に、今までとは違う大きな職責だこう思ひています。自分の力、今ある力を十分に発揮しながらその職責を果たしていかなければならないと決意しているところです。

社会教育、学校教育部が一つとなって今の学校教育とても力のあるスタッフが揃っているのです、このスタッフがいればというチームでもあります。その職員が一つとなつてのびのびと意欲を持ってその職務を遂行する。そして地域の方々と一緒になってまちづくりを進めていきたいというふうに考えていますので、これからも議員の皆様、そして地域の皆様に支えていただくよう、よろしくお願ひいたします。

それでは社会教育のあり方や町民との関わり、今後の展開について回答させていただきます。置戸町は大正4年に野付牛村から分村し今年で開町110周年を迎えましたが、この110年の歴史は社会教育とともに歩んできたと言っても過言ではないというふうに思ひています。私は半年間ですけれど、浦臼町で社教主事の仕事をしていました。その時に何度も何度も社会教育のまち置戸町というフレーズを耳にしてきました。そして置戸町に住むようになって実際に社会教育を目にし、衝撃を受けましたし、圧倒されることが本当に数多くありました。オケクラフトの誕生、夏まつり人間ばん馬大会、さらに日本一の図書館といわれている社会教育を通じ、先輩の皆さんがしっかりと築いて、仕上げてきたそれらを置戸町の宝だというふうに思ひています。それは未来の置戸へつないで発展させていかなければならないのものであるというふうに強く感じています。住み慣れた地域で自分らしい生活を送りたいという思ひ、これは町民の方々に共通する願ひであり、彩りがあってより豊かな生活を送っていただくために

公民館、図書館、森林工芸館などの社会教育施設を活用しながら、学びの場としてのさまざまな講座や教室、研修等の企画や各種団体、サークルなどの活動を支援してきているところです。しかしながら人口減少や少子高齢化、さらには新型コロナウイルス感染症の影響を受けるなどしてさまざまな社会教育活動が制限されてきました。その結果、各種団体における会員数の減少や指導者、担い手不足により組織力が低下している状況に陥っています。

昭和46年、豊かな生活と民主的な地域社会を作ろうを社会教育目標に掲げ、第1次の置戸町社会教育5か年計画が策定されました。住民のニーズや諸課題、社会情勢などを反映したなかで、基本方針や重点目標を設定して社会教育活動の充実を図りながら、豊かな生活や活力ある地域づくり、諸課題の解決を進めてきました。そして令和7年3月、令和7年度から令和11年度の5か年を計画期間とする第12次置戸町社会教育5か年計画を策定しました。

その基本概念ですが、第11次計画を踏襲しつつ、コロナ禍の経験を糧に人と人のつながりのなかで学び合い、変化に柔軟に対応しながら持続可能な地域のあり方を創造的に考え、多様な個人が大切にされる豊かなふるさと置戸町をみんなでつくり上げることを目指し、社会教育目標を思いやりの輪を広げ未来に向けて互いに学び合い彩りある豊かな故郷をつくりましょと決めました。また、第12次計画においては公民館、図書館、森林工芸館の社会教育3館及び社会体育施設であるスポーツセンターも含めた横のつながりをより強化するため、課を横断した事業展開の充実を図ります。そうすることで団体、サークル等の支援はもとより、個々の住民ニーズを的確に捉えていきたいと考えています。人口減少、高齢化の波は今ある状況を劇的に改善させることはなかなか難しいというふうに考えてますが、この町が好き、住んでいて良かった、私も住んでみたいと思っていただけるまちづくりを先人から脈々と受け継がれてきた置戸町の社会教育スピリット、それで積極的に取り組んでいかなければならないと決意しているところです。

○岩藤議長 1番。

○1番 嘉藤議員〔一般質問席〕 先ほど冒頭で教育長の方から6期目の決意というか、いただきました。よろしくをお願いをしたいというふうに思います。初めの質問のなかで人口減少あるいは高齢化というようなお話で、なかなか先に進めないんだという今の現状ですけれども、そんななかで今の答弁にもありましたけども、このコロナというのが大変な時期だったのかなと。今まで普通に集まっていたような公民館行事ができなくなったり、新たなコミュニケーションの場を提供することもなかなかできないと、そんな状況が続きました。そんななかです、今の展開ですか、もう少しその決意はわかりましたけれども、具体的な中身があればおしらせください。

○岩藤議長 教育長。

○平野教育長〔自席〕 先ほど答えさせていただいた基本概念のキーワード、それは人と人のつながり、互いに学び合う置戸町をみんなでつくりあげます。これからは町民それぞれが今ある地域課題について学んで、その課題を共有してつながる、そしてその地域課題をみんなの力で解決していく。まちづくりはこの過程がとって今後さらに重要になってくるというふうに考えています。このことを考えると、昨年、議員が中心となって開催していただいたスポーツサミットがまさにその姿だというふうに考えています。ほかにも置戸高校の存続に向けて行われた地域説明会、児童館の建設検討委員会、また幅広く今回意見を収集して作成した社会教育5か年計画などもそんな姿だというふうに押さえています。

地域課題を設定して、その課題についてグループと協議をする。協議後その協議された内容を全体に発表して、そしてそれぞれをみんなが共有して課題解決に向けて行動に移すというそのまちづくりがとっても必要になってくるというふうに思っています。

行政指導、それは時には行政の思い込み、地域意識との乖離と判断され、批判されたり、またやらされ感が増幅することが少なくないというふうに思っています。これからはそれぞれが、地域の方々それぞれが現状課題を学習して、人と人が繋がって、そしてみんなで地域課題に当たる、このプロセスこそが大事だし、これを意識してまちづくりを進める町民一人一人、各協会、団体、自治会がこのプロセスをしっかりと意識していただいて社会教育を展開していかなければならないというふうに考えているところです。

○岩藤議長 1 番。

○1 番 嘉藤議員〔一般質問席〕 新たな展開というか、今までの続けていながらということでありますと思いますけども、置戸町はやはり公民館の町ということで、各館の公民館の事業がですね、この町を支えているというのかな、地域づくりあるいは人づくりを進めるうえで大変重要な他の町とは違う特色のある置戸町だというふうに思っております。

そんなことで公民館活動についてはこれからもいろいろご理解もいただきたいし、人の集まる場の提供、そういうのも進めていただきたいというふうに考えておりますし、また一方の方で先ほどもありましたけども、私文化連盟の役員もやっておりますから文化団体が高齢化でやめていく団体が非常に多いということで、文化連盟の方にもなかなか入る数が、グループが少ないような状況にはありますし、またスポーツ協会の方においてもですね、高齢化が著しいということでスポーツをする人たちが非常に減っている。

この間の総会のなかでも横の連携というようなお話で、ほかの競技と一緒にその横の連携でやってはいかがですかというような話もありましたけども、実際にはその高齢化したなかで野球とかバレーとか、そういう競技に携わるというのは非常に難しいのかなと、もっと違う形での横のつながりが必要になってくるかなというふうに考えておりますけども、その辺教育長の考えがあればお聞かせください。

○岩藤議長 教育長。

○平野教育長〔自席〕 人口が減少しているなかで、各協会、団体の次に向けてのステップを図るということ考えた時に、やっぱり次世代の子どもたちを育てていかなければどんどんどんどん尻すぼみになっていくのかなというふうに考えてます。

議員から昨年度高い評価をいただいた中学生の修学旅行で経験して、そしてそれをまちづくりにつなげるというあの発表を学校で行って、さらに公民館の方でも掲示させていただきましたが、我々が思っていた以上の反響を得ました。そんな子どもたちの活動もこれからとっても大事になってくるかなとは難しいというような状況等も聞いてますが、そんな状況を考えるときに、新しい児童館を機に、子どもたちが生活するルールを子どもたちの考えで作らせると。子どもたちが自分たちで作ったルールはこちら側が押し付けるよりも守るという意識は高いので、そんな形で児童館に向けて子どもたちに考えさせたり、あるいは置戸高校は福祉が専門ですので、置戸の福祉を考えてもらって、ある提言をしていただくとか、そんな子どもたちの活動を前に出しながら子どもたちの意識を高める、それが今後の置戸町の社会教育にしっかりと繋がっていく。

小さな置戸中学校ですけど、バレー、バスケ、そしてスキーなんかは全国に行ってるという、全道、全国レベルというようなことから考えて、本当にあの子どもたちは元気ですし、学校生活頑張ってますし、そんな子どもたちを活かしながら次代を担う子どもたちを育てていく、確かな未来は次代を担う子どもたちの手にかかっているとと言っても過言ではないと言います。ですので、そんなことも意識しながら社会教育を進めなければならないというふうに考えているところです。

○岩藤議長 1 番。

○1 番 嘉藤議員〔一般質問席〕 中学校の子どもたち頑張ってます。こんな小さな町で全道大会に出るんですよ。もう嬉しくて仕方ありません。ですが、まあいよいよこうだんだん数が少なくなって来ればそういう状況も今だけなのかなって気もしますけども、なんとかそういうことで子どもたちの活躍する場を作っていただきたいというふうに思っております。

子どもたちだけが将来を担うわけではありませんし、今いる、その先ほど町長が言ってましたけど、2, 500 人はちょっと切ったんだよという話でしたけども、町民皆さんがですね、こぞってここに住んで良かった町と言えるような町にしていきたいと思いますし、そのためには社会教育の果たす役割というのは非常に大きなものがあるというふうに考えておりますので、これからもご尽力をいただきたいとお願い申し上げて私の質問を終わります。

○岩藤議長 教育長。

○今野教育長〔自席〕 すいません。どうしてもちょっと言いたかったのが、今年度パークゴルフ協会の方で全町のパークゴルフ大会を、それから中学生に向けて教室を開いていただいて、その様子を見に行っただんですけど、とっても子どもたちの表情が良くて、次につながるかなというふうに思っています。そんな動きがさらに出てくるというふうに思ってます。

今後実施した事業についてはしっかりと検証・評価して改善していきたいというふうに思ってますし、新たな事業についても積極的に検討していきたいというふうに思ってます。どんな事業を展開すれば1 人でも多くまちづくりは私たちの手でという意識が管理され、行動に移す状況が生まれるか、それを意識し、模索しながら皆さんと一緒に社会教育の展開を図っていきたいということをちょっと最後にお願いして終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○岩藤議長 1 番。

○1 番 嘉藤議員〔一般質問席〕 我々も協力できることはたくさんあると思いますので、その時は使ってやってくださいということで私の質問を終わります。

○岩藤議長 次に、5 番 柏原勝議員。

○5 番 柏原議員〔一般質問席〕 それでは通告にしたがいまして私から町長の方にご質問させていただきます。日頃より町民の健康それから福祉についていろいろご尽力いただいていることに深く感謝申し上げます。

さて、今回は町民の健康診断の利用状況と課題についてという題でお伺いします。本町では昨年5 月から50 歳以上の町民に带状疱疹ワクチンの接種の助成がされております。国に先駆けた助成は高く評価されるものだと思っております。そこでこの1 年の利用状況と、それから助成に対しての効果はどうなっているのか。今年から始まった国で示されている定期予防接種対象者とは65 歳以上の方々と思いますが、国の助成の申請、自己負担など詳しい情報や、町の制度との違いについてどのように発信して

いくのか。またがん検診の受診率が全国で下位に当たる北海道ですが、本町の受診状況はどうか。最近尿でがん検査のできる市販の検査キットについて報じられていますが、これについては費用が高額なため町民の健康を守るという観点から検査キットに対しての助成ができないのかを含めてお伺いたします。

○岩藤議長 町長。

○深川町長〔登壇〕 ただいま柏原議員から町民健診の利用状況と、前段は带状疱疹のワクチン接種のことをちょっと2つに分けてお答えをさせていただきたいと思います。

議員もご承知だと思いますが、この带状疱疹は近年クローズアップされてきました。これ調べますとですね、子どもの頃に罹った水疱瘡と同じ水痘带状疱疹ウイルスが年を経てストレスや、それから加齢でまあ体内から潜伏してたものが悪さをするという事で発症するという事になっております。

議員からも先行してやっていただいたっていうこともお話がありましたが、去年、一昨年ですね、管内の他の首長でお話をした時に、うちは带状疱疹ワクチンの接種を先行してんだっていう、それは小さなうちよりも小さな町でした。やっぱり小さな町だからこそできることがあるんだと調べますと、横浜市が先行してもそういう带状疱疹ワクチンの接種をやってるってこともあったので、担当に言いまして、そんなにどれぐらいの方が接種希望されるかわからないけどやってみるべっていうことでやりました。それと一方ですね、町の方で带状疱疹で痛くて痛くてこれ大変だっていう人が1人、2人かと思ったら結構いるってことが聞こえてきましたので、去年から取り組んでいこうということで始めたんですけども、もちろん町村長のなかでも国にこのことはちゃんとやってもらおうやっていうことを声を上げていこうということで要請活動等も行ったんですけども、国は案外ですね、当分やらないんだろうなと思いつながらそういう要望したんですけども、今年からその分類はお金はなかなか出てこないんですけども、国の法定の接種ということで認定をして、65歳から5歳刻みで接種をします。定期接種っていうか65歳、70歳になる方にご案内をして一生に一度だけ、まああの接種するという制度で、置戸町の去年から始まった制度と料金も始まりはちょっと違ったんですけども、並べて同じように接種するようにしております。50歳から本当はできますので、希望者手上げ方式で接種していただくのと、政府が進めてるものは先ほど言った年齢で5歳刻みに、これから町の方でダイレクトメールっていうか、その対象になる方にご案内をしてですね、まあ受けれますよということでやることになりましたが、その助成対応については差異はないように制度設計を今回変えております。

あと一方ですね、接種していただく医療機関が去年始まった時は置戸日赤とだけやったんですけども、これは全国的にやりましょうということなんで北見医師会との協定を結んで、どこでも受けれるようにしようということになったんです接種が、自治体間で助成の金額がばらつきが出たもんですから、北見とは一緒にならない。北見の方が自己負担もっとかかることになって、置戸と訓子府は置戸の方式に習ってやりましょうということで医師会、北見医師会と協定を結んで接種することになっております。

まああの重症化する人は大変だということもありまして始めたんですけども、実績といたしましては21名の方が接種を去年しております。今年は今年の5月の広報で募集、手上げしてくださいということでご案内してるんで、これから取りまとまっていきたいと思いますので、もしもですね、あの殺到したり、それから政府がやる5歳刻みのやつも負担金は同じですから、どっちを受けてもいいわけですから、様子を見ながらですね、希望があれば予算をまた補正お願いしてでもやろうと思いますが、そんなに思っ

たより、僕が思ったより接種しないんだなっていうのはある人に聞きました。受けようと思ったら体調が悪かったとか、それからまあある人はまさに罹ってしまったっていう人もおったりして、なかなかそんなに100人、200人って増える感じではないなっていうふうには認識をもっております。これは日本人では80歳までに大まかにですけども3人に1人が発症するんじゃないかって言われてるので、やはり国民全体の大きな病気だということで、国も今回定期接種に踏み切ったんだろうと思います。

先ほど申し上げましたとおり、国の制度と町の制度は、制度をなるべく分かりづらくならないように制度設計をしましたので、あの対象年齢が町のやつは50歳から希望者、国の65歳、70歳、75歳、その5年刻みの方だけが対象になるので、まあちょっと制度は重複しないように、それでも一生に一度のワクチン接種ということで、それ以上の効果は望めないの、そんなことを今年からまた進めていきたいと思っております。

後段ですね、検診、がん検診含めてですね、検診のことでありました。あの議員からもお話ありましたが、公表されてる直近の集計では5年度の実績です。ちょっと古い2年前になっちゃうんですけども、北海道の受診率は子宮頸がん検診を除き、胃がん検診、肺がん検診、乳がん検診、大腸がん検診ともに北海道は全国よりも下回っています。北海道では10年前からがんで亡くなる方が多いということと、それは食生活も関わるのだろうということで、がんになっても安心して暮らせる社会、早期に検診を受けましょうというキャンペーンを張ってですね、10年前から取り組んでいるんですが、なかなかこの検診率は上がっていかないのも現実です。これはあの一つには職場検診でもそんな検診、公務がある会社が多いので、まあ一概に町の統計とその会社の職場検診とのちゃんと合算をしたデータってのが取りづらいような状況もあるんですが、一定程度で行きますと、集計すると北海道ちょっと低めに推移します。しかしながら本町の受診率であります、例えば胃がん検診であればですね、例を出します。全国平均6.8%、受診率胃がんですよ、それは職場検診とか除いてます。全道平均では4.9、北海道は2%ぐらい国よりも低い。で、本町はですね、21.7と高位な受診率となっています。これは一概には言えないんですけども、都市部が低くて町村部が高いっていうのもこれはあの全国的な統計見るとそんな傾向も出ています。また、その他のがん検診も同じ傾向で、子宮頸がん検診では北海道を1.4%下回る以外は本町は国、道を上回って検診率は高いような状況になってデータは出ております。

しかしながら、私就任した時ですね、こんな人口が減っていくなかで、子どもがもちろん生まれていただいて人口が減るのを食い止めたいということもあるんですけど、これは一番この高齢化の町でいけば、長生きしてもらうことが人口減少を食い止めることだろうということで、保健部局の方には検診率を少しでも上げていただきたいということをお願いをしてですね、上げる努力をしてもらおうということで公約にも挙げたんですけども、保健師さんも退職等も相次いでスタッフが揃わない時もありましたし、まあこれは爆発的にガッと上がるっていうものでもない、先ほど道の統計でもずっと10年間全国より下回っているような、それはもちろん本人の意識の問題もありますし、簡単には上がらないんだなというふうに思っておりますが、まあお尻を叩いてですね、なんか良い方法ないかということでお願いをしています。

そんななかで去年からですね、北海道電力さんの方から道内の自治体で唾液によるがんの検診っていうのもあるんですよということを紹介を受けたら、その町の町長さんと私は会いましたらすごい好評で、今まで検診を受けてない人もこのリスク検査だけは受けるって人がいるんだっていうことを聞いたもん

ですから、ぜひ再選後ですね、取り組みたいということでリスク検査の方もやって、これは今年の新年度予算の説明の時にもしも言いましたけども検診ではありません。これでがんですって判定がつくわけではないということをご承知いただいて、リスクが高いので検診にぜひ行ってくださいという動機付けをするという意味で、まあ唾液の検査も行っております。

やはりあの検診はですね、一昔前はがんは不治の病でがんになったら終わりだっていうのはもう20年、30年前の話で、早期に発見できればステージ0、1であれば完治、そのあとのリスクもぼわれますけども、発症しない場合も多くなってきてるし、ステージ3、4でもですね、もうだめだって言われたような方も、医療の技術の発展と日進月歩の薬剤の進歩で回復したり社会参加できたり仕事ができながら治療を続けられるような時代になってきました。そのなかではやはり早期発見、早期治療に向けたためにもですね、この検診っていうのはこれからまあ簡単に上がらないっていうお話もさせていただいたんですけども、簡易キット、新たな技術、今では尿であったり血液でも調べればコストもいろいろピンからキリまでありますけども、今回の置戸町で取り組んでる唾液検査の人につきましては北電さんが半分ぐらい町と同じぐらい出しているんで安価で受診できるような提携を組んでおりますので、こんなことも含めてですね、本年は第3期の健康増進計画、これはワクチンのあり方だとかどんな研修をしていってことを計画組むんですけども、その策定年です。来年から始まりますんで、そのなかでワクチンのあり方であったり検診のあり方であったり、健康増進に結びつくような新たな方策等も含めてですね、検討課題を出し合って町民が健康で安心して長生きしてもらえるようなまちづくりを進めてまいりたいと思います。

そして本町には先ほど带状疱疹ワクチンで協力いただいた置戸日赤もあります。医療機関が揃ってなかでは本当に恵まれた方だと思います。後ほど他の議員からも医療機関の質疑があると思いますが、日赤もそれに協力的ですし、予防医療、罹ってから治すだけではなくて、罹る前を見つけるっていうことを進めてまいりたいと思いますので、どうぞ議員もご理解とご協力をお願い申し上げまして、現状とそして考え方についてお話をさせていただきます。

○岩藤議長 5番。

○5番 柏原議員〔一般質問席〕 ただいまの町長の答弁で概ね、まず带状疱疹のワクチンのことについては概ね理解はしました。ただ、昨年の確か5月の広報だったと思うんです。あの带状疱疹ワクチン助成しますよっていう。去年、まあ今年の春までの広報のなかで載っていたのはただその1回だけかなと。正直タイムス自体はひっくり返してみたわけではないので町民への広報っていうか、そのお知らせの度合いがちょっとあまりにも少な過ぎたのかな。で、私もその時はちょっと気になって、一昨年その町民の方々にやっぱりあの带状疱疹に罹患してしまったと。そして治療に大変苦労されたっていう話を聞いたもんですから、ちょっと気にはしていたんですけども、去年の5月の広報だけではなんとなく自分も理解できてなかった。もちろん受診もしていなかった。で、今回の広報のなかに載っていたことは、国からの先ほど言った定期予防接種対象者で65歳、私66歳になったんで、これが66歳がどういう扱いになるのかな。ただ先日保健指導の委員研修ですか、勝山であって、私は出席してないですけど、うちのかみさんが出席したなかで、もう申し込んだいよと言ってくれましたので、今年は受けようかなと思っております。それで広報のなかには生ワクチンと不活化ワクチンがあって、生ワクチンは1回接種でまあ5年間、費用が4,000円、それから不活化ワクチンについては2回受けてください

と。それで効果期間というのかな、これが10年で1回の費用が1万2,000円で、ここら辺がその生ワクチンは1回で5年間、例えばもうまだ通知が来て再度接種してくださいということなのか。それから不活化ワクチンは今回申し込んで接種をしたら今年のうちに2回受けて10年間経ったら10年後にもう1回ってということなのか、ちょっと私理解できなかったんです。今町長が言う一生に1回みたいな先ほど発言があったんですけども、私だけが理解が不能なのか、町民の方にお知らせする部分について、もう少し詳しい説明があったらいいのかなってちょっと思うんですがいかがでしょうか。

○岩藤議長 町長。

○深川町長〔自席〕 がん検診だとか皆さん、古くから聞かれてる言葉なので带状疱疹のワクチンのことはなかなか議員言われるとおりに1回の広報だけで理解しろってなかなか難しいんだろなと思っております。広報の周知だけではなくて、研修会、地域の集まりは先ほど言われたように、そこで申し込んできたよってというのは、きっと集まり、保健委員さんの集まりじゃないかなと思うんですけども、そういうところでもね、周知を図ってまいりたいと思いますし、保健師さんが地域やそれから団体さんに出向いてって、ワクチン接種の宣伝をしていきたいと思います。

あとですね、その生ワクと不活化のワクチン、不活化は組み換えワクチンなんですけれども、組み換えワクチンの方が高くて効果が長い。生ワクチンは5年しかないっていう効能書きに書いてあるんですが、ワクチン自体ですね、これ強制できなくてリスクもあるっていうことは皆さんご承知だと思います。そんななかで私が知見をちょっと言うような知識もないので生ワクの方がいいよとか、不活化の方がいいよということは言えないんですけども、まああの保健師さんにはきっと相談されたなかでどっちを選ぶかってことなんですけど、先ほど前段で言いましたように、僕らが若い頃、小さい頃に罹った水疱瘡のワクチンが潜伏してて高齢になって出てきてるんですっていう。5年、10年っていうのは一定治験で、まあそれ効果があるっていう、きっとその以降発症するっていうものでもないんだと思って、体内には残って、免疫力が残るので、まあその5年、10年っていうところをどこまで重要視するかってことでいけば、費用はですね、あの不活化の組み換えワクチンの方がいい、圧倒的に高いんですが、助成も町もそれには上乗せをしてですね、負担も高くなりますけども、不活化2回、同一年度とは言いません。次の2回目の接種案内、3か月置いて、ちょっと期間は前回のワクチンというか、何か月置かなければならないというふうになっているので、1回打てば2回目は自動的に日赤で打てば日赤から、保健師さんから行くようになると思います。議員個人的に申し込まれたやつは先ほど言いました5歳刻みの国の制度ではないと思います。今66歳って言われましたね、65に満年齢で該当しないので、それは町の単独ワクチン、先ほど言ったように制度上、差異がないような制度設計になっておりますので、どちらで受けていただいても結構なので、町民の皆さんぜひ正しい理解をしていただいて带状疱疹のリスクを避けるためにも接種を希望される方はしていただきたいなというふうに思っています。

○岩藤議長 ここでしばらく休憩します。11時より再開いたします。

休憩	10時43分
再開	11時00分

○岩藤議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

5番 柏原議員。

○5番 柏原議員〔一般質問席〕 なかなか休憩を挟むと、前のことを忘れてしまうんですけれども。先ほど私も2回目の質問のなかで言った昨年の5月からの広報に載ってた資料で、不活化ワクチンについては10年1万2,000円でしたけど、今年の5月には、来たあれでは不活化は1万1,000円でしたので、ここでちょっと訂正させていただきます。まあ町民にもう少し利用を知らしめるべきというか、広報活動はこの案件に関わらず、やはり置戸町の主体というか、主軸は町民ですから、やっぱり町民にお知らせを、今回あのこの議会の定例議会の案内もなんか届いてなかったって、町民が分かりづかったということもありますので、そこら辺をちょっと今後検討していただきたいなと思っております。

それですね、私まあ鵜呑みにしてるわけではないんですけど、雑学で4月、今年の4月の道新に載っていたちょっと記事なんですけども、带状疱疹ワクチンを接種すると認知症を減らせる、そんな記事が載ってたんです。まあ接種してから7年ぐらい経って調査をしてみると20%ぐらいその認知症の患者というのかな、そういうものになりにくいっていう、まだこれは調査段階だっていうことで載ってはいったんです。それについては生ワクチンの接種をされた患者さんというのかな、患者とは言わないのか、でそういう調査の結果が出ている、それがまだ確定されてるわけではないけども、イギリスの有名なそういう化学誌に載っていたという新聞記事を見たんです。まあそういう雑学的なことも含めて、まあやっぱりお金を出してワクチンを接種するんですから、いろんなそういう情報も含めて町民にお知らせをいただければありがたいかなと。まあ誤報であればですけど、道新さんも来ているのであれですけども、これは記事としては載っていたのは間違いなことだと思いますので、いろいろ調査研究もしていただきたいなことだと思いますが、まあそこら辺は町長どう考えますか。

○岩藤議長 町長。

○深川町長〔自席〕 まず1点目お答えする前に、先ほどちょっと不明確なお答えをさせていただいたので、不活化ワクチンの2回目接種はですね、2か月を置いた以降6か月以内に打ちますっていうことになって、それはほのかの方にも接種後連絡が入るので通知をされるようになるということになっております。

もう1つはですね、まあ周知方法なんですけど、これは前から言われてるんですけども置戸タイムスがやっぱり置戸ではなくなって、広報でカバーしきれない部分がタイムスでっていう流れがあったんですけど、それがやっぱりないのは、やっぱり広がり方っていうのはやっぱり伝達がやっぱりいかなと。なんぼLINEでお知らせをしても、LINEを持ってない人はどうするんだとか、いろんなことがあって、やっぱりこれからもそのLINEの普及ももちろんそうなんですけども、やはりひと工夫必要だなと。まあタイムス社さんではお知らせ版も折り込むようにしていただけてるんですけど、そういうところも活用しながらですね、それでも月に一度ですから。そして、伝書鳩さんが週に2回しかちょっと来なくなってきてるので、ちょっとあの今日も朝こんなに暑くなるので、去年も一時ご質問もあったと思うんですけども、暑い時に公共施設クーラー入れたなら暑いのを知らせたらどうだってことでUHBの地デジとメールの方で公共施設開けて涼しさを取れますのでご利用くださいということで言ったんですけども、どこまで広がるかっていうことはちょっとやっぱり課題があるなっていうのは今改めて思

ってます。

しかしながら、このワクチンだとかいろんな町の出来事ですわね、これ身体にいいことだとかっていうのはやはり一番私効果的なのは口コミなんですね。私打ってきたわ。前のコロナワクチンもそうなんですけれども、私打ってきて痛かったわって、痛かったのがすぐ伝わるし、それから带状疱疹ワクチンも打ってきたから安心だというのが口コミで広がるといいんだよこれっていうのが一番伝達としてはこのこういう小さなコミュニティの町は大きいなと思います。そして先ほどあの道新で私も見たんですよ、それ。ですけども役場がそれを言えないだろうっていう、まあ厚生労働省が発表したとかっていうことになれば、まああの道新の記事も私は正確には書いてないです。検証されてないけどもそういうデータがあるよっていうことだったと思うんで、それはなんかあとで誤報になっても困るので、なかなか確証がないものはなんぼ興味を引いてもらうために有効じゃないかって言いながらも、それはちょっと難しいかなって思いますが、口コミで広がる分はこれ口には立てられないので、そういう話も道新で見たよっていうのが広がれば、さてしたら私も受けてみようかなって最後決定するのは本人の意思で、決定するものですから、町でそういうことも含めてこうしたらどうかっていうのはちょっと否定的なお答えをさせていただくしかないなと、あの痴呆に聞くとやつはそうなります。

○岩藤議長 5 番。

○5 番 柏原議員〔一般質問席〕 そのとおりだと思います。私も本当にそれが科学的に証明されたっということではなかったように記憶してますので、そういうデータもありますよということの道新の記事だったと思いますので、町長のいうとおりだと思います。

それでは次のがんの検診率ですが、まあ置戸は全道からすると若干まあ部位にもよるんでしょうけども高いと。ただ検診が、私も毎年今町民健診として受けていますけども、胃がん検診でバリウムを飲んでやって、当初はやってたんですけども、私も体力的に落ちてきて、あのぐるぐる回されるのがこれ高齢者の人たちがよく耐えられるなと思いつつ、そして最近カメラにしました。カメラにしてもやはり喉っていうか、口からじゃなくて鼻からでも私はなかなか苦手で大変苦労しているんですけども、先ほど質問のなかにも書きましたように、検査キットをそのまあ先ほど町長が唾液検査を北電からの補助をいただきながらやってる。それがいくらくらいなのか。今私は言ってるキットについてはまあ6万円以上するのかな、完全にその無痛っていうか、痛みを感じない。ただ、排尿っていうか、尿の検査でがんの7項目、食道、肺、乳がん、それから胃がん、大腸がん、それからあまり分かりにくいっていうか、通常ではあまり検査されないんですけど膵臓がん、それから卵巣がん、この7項目について尿検査でそのリスクチェックっていうかな、できますよっていうことで新聞やテレビでも報道されてます。まあさっき言った胃がんに関しては食事制限など、それから仕事を休んでいかなきゃならんとか、そういうこともありますので、その尿検査の部分が唾液検査と費用的なことも含めて、どういう差があるのかも含めて町長の考えをお伺いいたします。

○岩藤議長 町長。

○深川町長〔自席〕 先ほど言いました、あの北電と連携を組み合わせでやってるサリバチェッカーの唾液検査につきましては6項目のリスクが発見されます。6項目はですね、胃、それから膵臓、それから肺、それから大腸、それから乳、それと口腔の6項目です。今公式で言われてるこの検査キットの単価は2万9,800円って言われてるんですけど、それは送料だとかいろんな手数料だとかが入ってだ

と思われるんですけれども、北電が1万4,900円を出していただいています。置戸町が1万1,000円を出して本人負担を3,400円で今やっています。

議員言われたとおり、高齢者になってバリウムで右向いたり左向いたり、力を入れてくださいっていうのはちょっと困難になって、今カメラの方にも移行してってる方もいて、そして昔の口腔からではなくて鼻からの方が負担が少ないということで普及はしてってるんですけども、やはり高齢者になるとバリウムも大変だろうなって言った時に、最後はですね、やっぱり検査してもらわないと判定はつかないんですけども、このリスク検査をですね、していただいたなかでももちろんリスクが高いって言った人は早急にでもあの検査してもらうことが大事だと思いますので、まああの金額のことも含めましてですね、あのこういう新たな技術で負担が本人の身体の負担ですよ、が少ないようなものがあって、安価で、そしてスポンサーがいるとか、そういうことであればなおさらですね、あの普及をもっとしていければなというふうに思ってます。

○岩藤議長 5番。

○5番 柏原議員〔一般質問席〕 唾液検査、まあ他業者からの補助も手厚いということで、個人負担が少なくすむ。これって去年からでしたよね、申込者がどれくらいいるのかはあれですけども、このリスク検査を受けた数がまあ去年は制限があったんですよ、確か。それが仮にその倍の人が申し込んでも今年は大丈夫なのかどうか、そこら辺はちょっとお伺いしたいです。

○岩藤議長 町長。

○深川町長〔自席〕 昨年も申込みが殺到するなら補正でもお願いしてやりますよってことだったんですけども、去年は30名受診されて、まあ大体はじめに20名の予算で組んでたんですけど、ほかの予算もあったのを合わせて受けた人は受けてもらいましょうということと、それから辞退者もありましたので、そんなことの結果になっております。ただ、あの先ほど言いましたように財源的には北電さんも支援をしていただいているような経過がありますので、うちがその分も持ちますっていうことになれば話は早く増えるかもしれませんが、ちょっとあの協議が必要になるかもしれません。今年もあの同じぐらいの人数は予算措置はしておりますので、まあその申し込み数によって対応を考えていきたいと思えます。昨年ですね、この30名受けたなかでリスクが高いって言われた人は9名です。案外私はあの実際に受けた人一人一人を調べてるわけでもないし、リストを見れる立場にはあるわけではないんですが、ある人からこういう検査をするから若いけど受けたらどうだって言った人がわざわざ私のところに来てくれて、何でもなかったのって安心して帰った姿、だからって安心してだめだよって言ったんですけども、そういう意味では不安を抱えながらも検査めんどくさいとか、先ほど負担が多いとかいうのがあるのが障壁になってあるんであれば、やはりもっと簡易な検査で誘導するだとか、それから価格負担の助成もですね、いろんなこと考えてですね、進めていくことが必要なんだろうなと思います。9名の高いリスクの方にはもちろん通知がリスクが高いんで受診をお勧めしますということで通知は行っていますが、その後の結果について私はちょっと聞いておりませんが、やはりそれは興味を持ってもらうことが大事だと思っております。

○岩藤議長 5番。

○5番 柏原議員〔一般質問席〕 今年もその対応をしていただけるということで理解はしました。そして先ほど町長が言ったように、ロコミが普通の広報紙に載せるよりロコミがやっぱり大事だよってい

うのも、正直言うと去年、一昨年、私の知り合いが带状疱疹に罹ってもうひどい目にあったっていう、そういう話を聞いてやっぱり自分もそういう機会があれば受診したいなという思いがあったんで、やはりそういう広報活動、口コミも大事だになっていうことも認識しました。今の件ですけれども、まさに今日の道新にがん検診の受診率倍増を目指して連携という記事が、町長多分目に通ってると思うんですけど、利尻町とベンチャー企業がまあコラボして町民に受診させると、受診率を増やそうとしています。受診率が通常のがん検診はそこは20%台らしいです。それが目標としては60%台を目指して、そのベンチャー企業とやろうと。それが今私が言っていたリスクチェックのその尿検査、そういうタイプをやるといことが今日の新聞に載っていました。やはり身体に負担のない検査方法で、まあ先ほど町長が言ったように唾液検査でもまあ費用負担はかなり少なくて済むんでしょけども、やはり町民の健康を守る、それから長寿命化、この部分についてこの先も含めてこういう企業との連携、それからやはりそれに調査も含めて、それから今言われているリスク検査で昨年は9名引かなかったよだけど、そのあとの再検査といひかな、そこら辺のことも含めて今後どう考えていくかを教えてください。

○岩藤議長 町長。

○深川町長〔自席〕 一番後段の高率でリスクが高いよって言った人は、きっとあの部局では押さえてるんだと思います。私にまで一人一人の個人データが来ないだけなので、きっとあの指導部分では受診をしたか、精密検査をしたか、追っかけられていると思います。そのあと大丈夫ってなった人もいるでしょうし、いや、まだ例えば最悪の場合は治療しなきゃならないような人もいたのかもしれませんが、やっぱりそういう継続的にその人の町民の健康を管理していくってことは大事だと思いますが、いずれにいたしましても、それもやはり本人がやる気が、検査してみようとか、そういうことにならなければ、ほのかの保健師さんの話聞いてみようとかっていうのもその会合に行こうという気持ちにならないと、なかなか伝わらない部分もありますので、やはり広報活動だとか地道な地域を守る保健室、回る保健師さんの活動、サークルや老人クラブやそれから婦人会とは言わないですか、いろんなサークルの集まりで、まあそういうことを保健委員さん通じたりしていくことが大事なんだろうなと思っております。あのちょっと話は違いますが、先ほど言ったようにどうやって町民に情報を知らせていくかっていうのは、この健康の問題だけじゃなくて、やっぱりこれから大きな課題になってくるんだなっていう認識はしております。

○岩藤議長 5番。

○5番 柏原議員〔一般質問席〕 やはり町民の健康、それから安心・安全を行政として守っていただきたいと。私もなかなかかみさんの言うことを聞かない方なんですけども、昨年私はあの健康診断でちょっとHっていう項目が増えた。それで保健師さんから指導を受けまして、今、週2回お酒を我慢してます。やはりそういう地道な活動でしょうけども、保健師さんに頑張ってもらって町民の健康、安心・安全を今後とも守っていただきたいと思ひまして1つ目の質問を終わりたいと思ひます。

それでは次に2つ目ですが、置戸町ふるさと銀河線跡地利用の検討について、昨年もこの質問をさせていただきました。ただ、その後どういふ検討がなされたのかも含めてお伺ひしたいのですが、学友橋付近の鉄路の撤去の費用と撤去部材の販売益など、どのような検討がなされたのか、今後の跡地及び基金の活用についての考えを再度お伺ひいたします。

○岩藤議長 町長。

○深川町長〔登壇〕 今、議員からおっしゃられたとおり、議員から昨年の6月の定例議会でもこの銀河線の跡地の対応をどうしていくんだっていうお話をさせていただいて、少し勉強しますというお答えをさせていただいたと思いますが、そのあと分かったことをお知らせをして、そのうえでどう考えるってことをお話をさせていただきたいと思います。

当時ですね、廃線直後19年も経つ、18年の4月に廃線になってそのあとですね、19年から撤去作業とかあった時に、あの時あの1億円ぐらい4,000万円ぐらいをかけて撤去して1億円ぐらいの鉄の売り上げっていうか、あった時あった。そのあと何回か議会のたびにほかのところも残ってるんならやったらどうだ、見積もったらどうだってことは、違う議員さんからも質問を受けたんですけども、今回改めて調べてみましたらですね、学友橋以东の線路の部分ですね、これに係る工事費で1,720万円、概算ですよ、撤去費用ね、鉄くずの売却は400万円はマイナスになります。前の廃線当初みたいな儲かるっていう話にはなりません。で、実質1,320万円の持ち出しになるだろうということになって、ちょっとあそこの地域は国の河川区域なもんですから、もしも撤去すればですね、現状復帰を求められるんだらうと原則的にはまあ護岸だとか現状復帰しなさいとなると、その費用っていうのもこのあとにかかってくることになるので、今の段階ではですね、きっとその擁壁を線路に邪魔にならないように擁壁を作っていたものを取っ払うと。まあ落石だとかいろんなことを、それからその上部のことも考えなきゃならないもんですから、なかなか手を出しづらい費用になるんだらうというふうに思っております。

まあそんなことですね、本当に良い活用方法っていうのは見い出せるわけではないんですけども、結構費用がマイナスになるってことも考えれば、昔のように1億円、あのプラスになるぐらいなら6,000万円ですか、4,000万円かけて1億円になったんですから、そうではないのであれば手をかけて費用をかけてくることはどうかなというふうに思ってます。

それと一方ですね、今の銀河線のその跡地の利活用の基金っていうのが、残額が2億6,000万円ほどあります。これについては跡地をまあ整備したり撤去したりする費用として基金に積まれたものでありまして、前回の条例改正であと2年間でそれをまあやりますっていうことを想定して条例を10年延ばしています。今19年目なんで20年までにまあそれで銀河線の跡地を整備しますということなんですけども、これはあと2年で有効な活用で撤去はほかにするっていうことをもう含めてですね、見出すということは難しいので、また延長等も含めてですね、その基金を温存しながらですね、整備をして銀河線の跡地の活用を考えていけたらなというふうに思っております。今までのですね、跡地利用で見えていきますと、先ほど言ったように撤去費用に4,000万円ぐらいかけてますが、大きなところで行くと境野駅周辺に1,300万円、周辺を直すっていうのに、それからJAの資材店舗ありますね、あそこら辺の道路を直す時に4,000万円、それから境野の宅地分譲に1,500万円、それから中部森林管理署より上の方に鉄橋があったんですけども、その当時ですよ、鉄橋の撤去費用に6,000万円と設計費用があったんで、7,000万円ぐらいかかって、結構鉄橋の費用っていうのは高いんだなというふうなこともあって、実際にはですね、結構使ってきてます。あの先ほど言った道から基金を撤去費用に使ってくださいと言われた金額が4億円ぐらいです。まあ売却益はその上に1億円乗ってるんですけども、そんなこといくと先ほど言ったように今2億6,000万円、これはこれからのことに使っていけないかなと。もちろんプロムナード構想もありました。それから今豊住地区の方では明渠で

線路が走ってたところの、なんとかそれ水害の要因にもなってるんじゃないかということで言われてる要望もあります。撤去できないのかと。その費用についても積算しながらですね、まあそういうことにも必要であれば費用を出していかなければならないなと思ってますので、あの学友橋以東の部分についてはちょっと今新たに線路を撤去して売却をして整備をするっていうことにはならないかなというふうに今考えておりますのでご理解いただきたいと思います。

○岩藤議長 5番。

○5番 柏原議員〔一般質問席〕 実質は去年の答弁とまあ変わらなかったかなと。ただ、撤去費用が1,720万円で売価が400万円ぐらいということで、ここは赤字ですよ。ただ、それはいいかどうかはあれですけども、町長去年もそうだったんですけども、学友橋以東の件については、国の方では現状復帰しなさいということになるだろうと。そこはやっぱりきちっと確認をして、じゃあ止めるわけで俺はいいかなと。それを確認もせずに、ただ思いますではちょっと説得力がないのかなと。今2億6,000万円、去年と、ただ金利が少しついたからなんぼかプラスにはなってるのかとは想像するんですけども、その残念なのはぼっぽの上手に残してる線路のところも半月ぐらい前までは草だらけでした。まあ草刈り費用も出ないのかも知れないけども、そういう維持管理も含めたお金の使い方ってのあるのかなっていうのと、あとは今町長が去年そこまで僕も発展的な話はできなかったんですけども、境野地区から豊住地区というのかな、要望が何回か出されていたという、その僕が聞いたのは碧水川と銀河線の交差する橋は片付けてあるけども、橋脚というか、下が残っているというふうに聞いているんですけども、そこが過去の水害で溢れた経過もあると。で、やはり跡地の課題というか、ほかにその置戸町が管理する元の銀河線の跡地のなかで、ほかの課題の洗い出しをやっているのか、ただ単に豊住、境野さんからそういう要望が上がってるから、そこはちょっと今の先のことを考えたらこの費用で賄おうって今考えをおっしゃったと思うんですけども、ほかにそういう課題というか、町内で残されてる部分があるのかどうか確認はしてるか、ちょっとお聞かせください。

○岩藤議長 町長。

○深川町長〔自席〕 境野方面でいけばですね、市街地区の雨水対策っていうのがこの線路が悪さしてるかっていうことはちょっと線路跡地が悪さしてるかってことはあるんですけど、一部ムカデ川のところは線路用地のどこ通ってってますから、そこの線形が悪いっていう地域からの意見もあります。そこにはもしかするとこの銀河線のお金を使って変えることも、それ工法的にはどれがいいかっていうことはやっぱり科学的に検証しなければならないなと思ってますし、愛の川、それから碧水川、それからムカデ川、この間見てきたんですけども、まあ僕の技術者ではない素人目でいくと、やはりこれがボックスカルバートがあることによって水量制限がされて愛の川辺りはですよ、やっぱり不安を感じてる人もいるんだろう。ただそれ以上の雨が降って29年にですね、冠水したということもあるので、どこまで改良すればいいか、やればきりがなくなる。水路の幅をもっと広げなければならないとか、いろんなことがあるのかもしれませんが、やはり議員もおっしゃられるとおり、これは跡地を整備するためのお金なので、もしもそれが実行力があって、そして工法としても簡単であれば撤去することも考えなきゃならないなっていうふうに思ってます。やはりあの雨量がですね、短時間で相当以前では考えられないような雨量が降るもんですから、まああの最善とはこれですべてが解決できるっていうことではないですってということで担当からも聞いてるんですけども、そういうことも課題だなっていうことは私も認識し

てます。地域の人が不安を抱えてる以上、やはり合意のうえで、その撤去したり改良したりすることは必要だろうなというふうに思ってますし、それから跡地の部分で言えばやっぱり草の問題、ぽっぽから以西の部分、線路がまだ残ってます。そこが草ぼうぼう、お祭り近くなっただけで担当が刈っていただいたんでしょけど、あれとてどうするかっていうのが青写真まで描けてないので、それはあそこの土地をどう活用するかっていうことも含めて考えれば、取ればいいんではなくて、取って何をするかっていうところまで考えてお金は活用した方がいいかなというふうに思ってますので、そこんところはご理解いただきたいと思います。

境野のことは地域の要望でもありますし、今回ちゃんと積算をしてみてどうかっていう科学的な差し引きだとか、それから開発にも聞いてみて、それ現況復帰してもらわないと困るっていう答えをもらってから判断した方がいいっていうのはまさにそのとおりだと思いますので、あの関係機関との協議はいろいろ進めていきたいと思いますので、ただ今の段階でこう使うってことはならないので、まああと2年で基金の締め切りが条例上はありますので、それについては延長も含めてですね、検討しながら有効な銀河線用地の利活用に使っていききたいというふうに思っております。

○岩藤議長 5番。

○5番 柏原議員〔一般質問席〕 本当にそのとおりというか、線路跡地の再利用も含めてですけども、改修に含めても町民のそこに生活する町民の安心・安全、それから生命の財産の守るという意味では要望が上がっているぞ、これで町の単独で予算を決めて言われるとなかなか厳しいものもあろうかと思えますけども、やっぱりこういう基金があるんであれば、やっぱりできるだけ早く町民というか、その受益者と協議したなかで対応すべきかなと。確か今朝でしたっけ、どこか関西かどこか大雨で1日で200ミリ以上降った。これはやっぱり置戸でもあり得ることですよ。そこら辺も含めてそれは早急に地域住民と協議をして、予算のあるなかで利活用していただきたいと。

それから今去年もおっしゃってましたけども、残り2年で条例改正、基本的にありきではないよと言われますけれども、去年、町長の答弁でわかったことですけど、10年前というか、約10年前にこれもまた延長をかけた。この約10年間、8年、9年経ったなかで、どれだけその10年延ばした。それで有効活用に利活用されてきたのか。もし分かっている範囲であれば、これをまた再度10年延ばすということは去年も私に言いましたけども、記憶からなくなっていくんですよ。銀河線跡地のお金が残ってますよって言うても、それを理解できる町民がだんだん数少なくなっていくんです。だから本当に、仮にこの予算を、基金を10年延長しますっていうか、私は延長しても2年ぐらいで使い切った。これで銀河線の跡地処理は終わったよというぐらいのスピード感を持って対応していただきたい。例を例えとアメリカの大統領は2期、期限が2期なんです。それくらい時限っていうか、時間が限られていることも含めて、やはり早急な対応をしていただきたいなと考えてますが、いかがでしょうか。

○岩藤議長 町長。

○深川町長〔自席〕 前10年なんていうことでいきますと、先ほど言ったように、常呂川第一鉄橋がまあ7,000万円ぐらい、それに27年にかけてます。それからですね、まちなか団地の造成をして銀河線の跡地のところにあの住宅地を作った。その配管も含めてですね、3,000万円ぐらいですね、かけてます。それから実はあの北見バス、ふるさと銀河線の代替のバスの購入費用にも使ってます。そんなことですね、ざっとですね、1億円は行ってませんが、ここ10年で1億円ぐらい使ってます。

やはりあの橋梁の撤去ってすごいお金がかかるんだなって、橋長の長さもあるんですけども、豊住も概算ですね、愛の川のボックスカルバートを取ったらなんぼでかかるのかいって、あの概算ですよ。見積もってもらったら3,000万円って言ってました。現況復帰だとかほかのところ、先ほど言ったように水路は明渠、国が作った土地改良財産なものですから、それはどういう条件が付けられるかわからないんですけども、こういうふうに戻しなさいってことをやると少しそれよりもやっぱり負担は重くなるから結構金かかるねって。それで愛の川も障壁があるよっていうご意見もあります。私は愛の川の方はそれ以前のあのやはり水の流れの量と水路の幅がどうなのかなっていうことと、まあこの橋脚の跡だけを取っても解決しないんじゃないかなっていうようなところもあるんで、まあ全部が全部それにお金使うってということにはならないんですけども、本当に町ではいろんなことに、跡地をさっき言ったようにまちなか団地の造成だとかいろんなことに活用してきた経過がありますので、まあ先ほど言った今線路があるところもどういうふうに活用されるか考えたなかでいかなければならないかなと思ってます。

それと議員もいろいろ今までもご議論のなかで老人ホームの移転ってということもあります。その時には今の時点ではですよ、現地点、現拓殖の近くで建てるってことは前回の時に難しいだろうっていうご意見もいただきました。そこに住んでる、利用してる人がいるなかで工事をやるって、近傍でやるってことは難しいんじゃないかってなった時に、さあその建設を考えた時どちらになるのかな、移転をする時どうするのかなって、もちろんまだまだ課題はあります。運営の課題だとか、スタッフの確保の課題だとかありますけども、それにはちょっとそのあと2年とかで決着できるような問題ではないなっていうふうに認識してますので、そんなことも総合的に考えてですね、この銀河線の基金については利活用をしていきたいなというふうに思っております。

○岩藤議長 5番。

○5番 柏原議員〔一般質問席〕 町長の言ってることも分かります。まずは先ほど言った碧水川の橋梁というか、その部分が何かについてもやはり要望が上がった段階でその河川敷地だとか、それからまあ国だとか道に確認をするとか、そういうことを進めながら地元の受益者というかな、とやはり協議を進めるべきだと思って、それ僕はそこでいつその要望が上がったかというのは最終確認はちょっと正直できてないんですけども、もう何年かは経過してるのかなと思ってます。去年上がったのか、一昨年上がったのか、ちょっと正直自分はそこまで確認してないんです。それから愛の川についてはちょっと今回の件でその近隣の方に聞いたら、まあ今のところ数年前に溢れかかったけども、まあ土嚢を積み上げていただいて今のところはある意味安心してると。ただ、定期的に川底を掘り上げてほしいっていうことは今回言われたんですけども、まあ橋脚の部分については雨水対策とか、そこら辺のからみもあるんで、今回の案件でも出さなくても、まあ出さなくというか、話しなくてもいいですよと。ただ碧水川の部分についてはやはり地域の近隣で被害に遭うだろう住民もいるということで、まあ早急に、いつ大雨が来て、そういう災害があるかもしれないので、そういう対応はできるだけ早い対応をお願いしたいと。そしてやっぱり銀河線に関わる案件について、使った残りが残ってれば次のことの計画の財産として利活用していただきたいなと思って、そういうお願いをして私の質問を終わらせていただきます。

○岩藤議長 町長。

○深川町長〔自席〕 碧水川の関係は、私の知ってる限りでは10数年前から地域の方々からまあ地域

の全体の要望として上がったかどうかは別にしても、町の方に何回か内部検討したことが経過があります。それは銀河線の廃止したあと、すぐあそこは邪魔だねというお話だったのかも知れませんが、近年、先ほど言ったように２９年には大きな雨が降った時に、やっぱりあれは投げない方が良くんじゃないということで、碧水川については地域の、豊住の要望でも今年も上がっておりますので、まあいろんなことを進めていきたいと思います。どういう工法がいいのか、本当にどれぐらいのお金がかかるのかとかがつていうのをちょっと検討してまいりたいと思います。

○岩藤議長 ５番。

○５番 柏原議員〔一般質問席〕 先ほど言いましたように、町の単費でやるとなかなか予算もあれですけど、そういう基金がある、それこそが活用だと思っております。あの上手な使い方をしていただきたいと思います。そういうお願いで締めたいと思います。

○岩藤議長 次に、７番 阿部光久議員。

○７番 阿部議員〔一般質問席〕 医療機関を存続させ続けるために町の考えについてということで町長に質問をしたいというふうに思います。全国的に病院を始めとする医療機関の経営状況は現在厳しく下降しております。賃金上昇と物価高騰、さらには日進月歩する医療の技術革新への対応が非常に難しくなっています。このままでは人手不足に拍車がかかり、日赤北見病院のように受診をお断りをするというような状況も生まれてきます。患者さんに適切な医療を提供できなくなるだけではなく、ある日突然病院をはじめとした医療機関が地域からなくなってしまうという可能性もございます。

北海道には１７９の市町村があるわけでありましてけれども、そのなかの自治体経営の病院、診療所というのが１２５個ございます。そして考えると、置戸の町がそこに入ってはいませんが、どう考えても似たような状況なのかなと。この町にあります病院は自治体病院ではございません。しかし、その内容は大きく変わりません。まさしく他人ごとではありません。町としてこれからの医療機関をどのように守っていくのか、町長の考えを伺いたいと思います。

○岩藤議長 町長。

○深川町長〔登壇〕 ただいま医療機関を存続させ続けるために町の考え方をお聞きしたいという質問だったと思います。あの議員お話のとおり、私も先月ですね、中央要請で川の関係で要請に総務省に行ったら、その管内だけじゃなくて全道の川の関係の首長が行った時に、総務省に行った時に、病院の関係ですかって言われるぐらい多くの自治体で要望に行ってるんですね、経営が厳しくて。そうすると新聞報道を見ますと公立病院の多くが赤字で、そして運営がままならない医師不足、スタッフも集められない。先ほど患者お断りしてる日赤の病棟の一部閉鎖もありましたし、この北網圏の医療の中でも病棟を縮小していくっていう医療機関もあります。それから医師会の集まりで私伺った時には、歯科医師会もそうだったんですけども、開業医がもうやめられる、この北見のなかでもそんな状況があって、あのどっかに人口も減ってるんで、それに対応してっていうだけではなくて、医療は先ほど議員言われたように日進月歩で新しい医療で助かる命がたくさん増えていくぐらい治療っていうのは高度になってますし、それだけ高度になればなるほどスタッフも充実しなければならない状況だとは思いますが、そんな状況を目の当たりにしております。

近年では人件費をはじめ物価の高騰などにより、医療機関に限らず保育園や介護職場、こんなところでもマンパワーが足りない、必要とする。そしてこの過疎の地域であればそれ以外の基幹産業である農

業として働く人が少ないというような現状になっています。

そのなかでもこの病院っていうのは経営改革が求められておりますし、そしてそうしないと生きていけないような現状もあるんだというふうなことを報道から知れます。特に医療機関では少子高齢化に伴い慢性疾患以外の外来診の減少、それから診療報酬の抑制、特に地方病院では医師、看護師、医療スタッフの不足による確保対策へのコスト増、電子カルテなどＩＣＴ化対応への費用負担、こんなことが経営悪化の要因に拍車をかけているというふうに認識しております。また長期にわたるコロナ禍を経て、病院受診のスタイルも、そして患者さんの意識も変わって病院離れと言われるような現象も起きてることも今回の経営が厳しい要因の一つでもあると思っております。

本地域ではこれまでも北網地域医療構想のなかで広域的に圏域内の病床数や医療スタッフの維持・確保など関係機関で調整検討してきていますが、在宅医療、初期救急医療などニーズは多様化し、それが高まる一方で個人病院の廃業もあり、地域で必要とされる医療支援の確保は緊急な課題となっております。

置戸赤十字病院では日常的な診療のほか、健康診断、予防接種などを実施機関として、また本町のコロナ禍においてはワクチン接種などいち早く対応いただくとともに、検査や入院対応、各福祉施設の入所者の対応など、大きな地域に役割を果たしていただいていると認識しております。これからも高齢化が進んでいくにつれ、町民がここ置戸町で安心して暮らしていく、暮らし続けていくためには置戸赤十字病院はなくてはならないインフラ医療機関であるというふうに位置付けは変わっておりません。今後もその役割を担い続けていただきたいと思います。

医療従事者の確保についても、町といたしましても置戸高校卒業生の奨学金の給付、今ダイバーシティになって町内の事業者どこでも奨学金の返還免除等助成が受けられますが、福祉のスタッフも必要なことから、そんなことで日赤の人材確保への協力または今年から始まった奨学金支援返還事業など、地元に戻ってきて奨学金を抱えて返還を抱えてる人については置戸町に住めばその半額を助成するというような制度も立ち上げてですね、これは医療だけに限らないですけども、そんな側面支援もしていきたいと思えます。ただし、経営の部分でいけばですね、日赤病院は公立病院ではありませんので、中身をうちの方で細かく指示をしたりお話しするわけにはいきませんが、内部で進められてると思えますが、地域医療機関として議員もおっしゃるとおり公立病院と同じような役割を持ってるんだということを認識しておりますし、今までどおり、それ以上に地方交付税の特別交付税の有利な制度の活用などを図って最大限の支援を図ってまいります。

本年度の支援額につきましても３月の定例議会ではご説明をさせていただいてますが、日赤のスタッフの確保や医療の充実のために１億９，０００万円、最大限の過去最大の支援額を盛り込んで可決をいただいたところであります。経営状況などの各課題につきましても今まで以上に連携を密にしながら、事前に相談できるような体制づくりを進めてまいりたいと町の方でも考えております。

地域医療の崩壊は地域生活の崩壊につながると思っておりますし、そのためにはもちろん町や地域の住民だけの力ではこの大きな課題を解決できませんので、国や道に対しましてもですね、強く要望活動を継続してまいりますので、町議会各位におかれましてもご理解ご協力をお願い申し上げる次第でございます。

○岩藤議長　７番。

○7番 阿部議員〔一般質問席〕 今町長の方から置戸に1個だけある医療機関というか、まあ歯医者を入れると2つということになるんでしょうけれども、その日赤に対するご支援の仕方、今年については1億9,000万円ということでありますけれども、そんなお金で維持が可能であれば、ましてや置戸日赤病院には従業員の数もたくさんいますから、どこかで賃金の上昇というようなものが出てくるとまださらにお金が必要になってくるんだろうというふうに思います。当然先ほど申し上げたなかには自治体が経営する病院もありまして、当然自治体の職員と同じように給料上げなければならないということが出てきますから、そういったことから考えますと今回報道でされているのを挙げますと、私立の室蘭総合病院、お金が18億円足りません。赤字ですということで、この場合どこから出すのって言ったら町がそれを全部補うというのも非常に大変でしょうし、今の診療報酬っていうのはまあ改定になってからまだ改定までさらにまだ1年かかりますから、その間にも大きな赤字というのもそれぞれの病院が抱えてしまうということがございます。

コロナの時はそれなりに利益の上がる仕事をしていただきました。確かにそれで十分に助けられたんでしょうけれども、その時に助かったというのと、その反動が今大きく来てるんだっていうこともありますから、そんなのも考えますと非常にまあ苦しい状況なんでしょう。

滝川においては病院経営再建のために主要事業を吸収する、あるいは留萌で言えば144床にベッド数減らす、まあ1ベッド400万円なって数字もありまして、減らすとそれなりの金があるところから出てくるという仕組みでありますから、そんなことになってくるのかなと思います。江別の私立病院も70床削減、診療科は今までと同じく続けるということであります。市立札幌病院14億円の赤字の経営改善。見える抜本策、見えないですね、赤字を乗り切ってチャラにするのか、さらに赤字を続けて同じことを続けるのかっていうところがありますから非常に難しいんですけども、そういうなかであがいてると。ですからこの診療報酬の改定の途中でありますけれども、途中でもそこんところで大きく改定をしてもらわなければ経営が成り立たないという状況があって、そんなことを考えますと、そこに勤めているお医者さん、そしてやっと医者の免許を取ったと思えば、その医者はどこに行くのかなという和美顔、美顔医師っていうんですか、女の人を美しくするための、そういう方に行ってしまうと、命に直接関わりのあるような仕事からは手を引くと、これが実態でありますから、これからお医者さんも看護婦さんも非常に大変少なくなってきます。北見の看護大学にしても定数満たしてないということもありますんで、できればね、もう少しそちらの方のお仕事、介護とか看護の職業に就かれる人を増やせば非常によろしいんでしょうけれども、子どもの数はこういう状況であります。一番どこかに勤めて、休みは自由にというようなところに勤められればいいのかと思いますけども、その辺町長の方から思いがあればお聞かせいただきたいと思います。

○岩藤議長 町長。

○深川町長〔自席〕 先ほどの日赤病院は公立ではないんで経営のなかについては、なかなか町の方ではどうだこうだっていうことは言えないんですけども、日赤は全国組織の病院でもありますし、そういう面では一定程度安心感はあるんですけども、しかしながら先ほど議員おっしゃったとおり北見日赤では病棟一部の閉鎖等もあります。やはり経営とやっぱ両立できないと、いくら日本赤十字社であってもメスを振るわなければならないっていう時代になってきたというふうに認識しております。先ほど上京して要望、川の要望に行ったら病院のことかといってほかの首長は先ほど言われたなかの首長がおられ

ましたので、それだけ首長は必死に財源対策で各省庁回ってですね、その１０数億の資金が足りないっていうことになってるもんですから、ほかの予算を引っ張ってても穴を埋めなければならないような状況ってというのが相当切迫感を感じてますし、管内の公立病院をお持ちの町村も本当にお金だけでないんだもう、人を確保するのが困難になってきてるんだっていうような課題もおっしゃられてるなかで、１億９，０００万円のお話もしましたが、本当に側面からいろんなことを課題共有しながらですね、なかなか医者を確保するというのは難しいんでしょうけども、医療スタッフ、置戸には資源として置戸高校福祉科の介護士の資源養成をできる高校もありますし、それから連携を取りながら福祉施設との日赤の院長先生もおっしゃられますが、福祉と医療はこれから連携していかなければ地域で生き残っていけないんだというお話もお聞きしておりますので、意を共にしてですね、置戸のために置戸日赤の経営については一緒に汗を流していけたらなというふうに思っております。

○岩藤議長　７番。

○７番　阿部議員〔一般質問席〕　ありがたい答弁だったというふうに思ってます。私の質問をこれで終わらせていただきます。以上です。

○岩藤議長　これで一般質問を終わります。

しばらく休憩します。午後１時より再開します。

休憩 12時02分
再開 13時00分

○岩藤議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第 3 議案第29号 置戸町税条例の一部を改正する条例
から

◎日程第 9 議案第36号 工事請負契約の締結についてまで
————— 7件 一括議題 —————

○岩藤議長 日程第3 議案第29号 置戸町税条例の一部を改正する条例から日程第9 議案第36号 工事請負契約の締結についてまでの7件を一括議題とし、これから質疑を行います。

議案の順序で行います。

〈議案29号 置戸町税条例の一部を改正する条例〉

○岩藤議長 まず、議案29号 置戸町税条例の一部を改正する条例。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ、次の議案に移ります。

〈議案第30号 置戸町国民健康保険税条例の一部を改正する条例〉

○岩藤議長 次に、議案第30号 置戸町国民健康保険税条例の一部を改正する条例。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ、次の議案に移ります。

〈議案第31号 置戸町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例〉

○岩藤議長 次に、議案第31号 置戸町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例。

質疑はありませんか。

3番 石井議員。

○3番 石井議員 この31号、次の32号にも関わるんですが、この改正につきましては人事院規則の改正ですとか、地方公務員の法律の改正に沿って行われてるというふうに思うのですが、例えばですね、昨日の北見地区消防組合での報告にもあったように、3歳に満たない子のところをまあ小学校就学前までに引き上げるですとか、32号で言えばもっとあの時間を、部分休業の時間を増やすとかいうようなことができなかったのかどうか。

まあ置戸町の役場のその就業規則ですとか、この条例、たいがい子育てや介護に関して優しい条例があるよというようなことで、今後の職員の採用にも多少の影響はあるのかなというふうに思うのですが、そういった改正はできなかったのかどうかお知らせください。

○岩藤議長 総務課長。

○坂森総務課長 はい、実はですね、今回につきましては次世代育成支援対策推進法という法律に基づ

きまして、前回の3月定例議会において、4月1日から、例えばこの看護休暇の見直しですとか、今まで3歳になるまでの子を養育する労働者っていう部分は、就学前の3歳になるまでの子を小学就学前の子に拡大するとかっていうお諮りについては、3月の定例議会で改正済みでございます、今回はその育成法で定められた10月1日からの施行分をお諮りをしているということでございます。

○岩藤議長 3番。

○3番 石井議員 今後改正する、さらにあの改正するというような考えがあるのかどうかお聞かせください。

○岩藤議長 総務課長。

○坂森総務課長 はい、これらは上位法、私どもの方もですね、国の方で定められる内容に準拠して法改正、条例改正を行っておりますので、今後も国のそういった関係する法令等の改正に注視しながら速やかに改正された場合は置戸町としても条例改正、必要な規則改正等行ってまいりたいと考えております。

○岩藤議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ、次に進みます。

〈議案第32号 置戸町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例〉

○岩藤議長 次に、議案第32号 置戸町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例。

質疑はありませんか

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ、次の議案に移ります。

〈議案第34号 令和7年度置戸町一般会計補正予算(第1号)〉

○岩藤議長 次に、議案第34号 令和7年度置戸町一般会計補正予算(第1号)。

第1条 歳入歳出予算の補正は、別冊事項別明細書(第1号)、6ページ、7ページから進めます。

3. 歳出。2款総務費、4項選挙費。3款民生費、1項社会福祉費。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ、次のページへ進みます。

8ページ、9ページ。

2項児童福祉費。6款農林水産業費、1項農業費。8款土木費、2項道路橋梁費。9款消防費。

質疑はありませんか。

6番 山田議員。

○6番 山田議員 この上段、認定こども園等運営に要する経費ということで、こちら外向きのカメラ4台を設置するという費用で説明を受けましたけども、こちらどのようにカメラを設置し管理していくのかっていう、なんか方針みたいのがあれば教えてください、お願いします。

○岩藤議長 地域福祉センター所長。

○菅原地域福祉センター所長 今回のカメラの設置に関することでございますが、説明のとおり外部からの侵入者を監視するという目的で設置をするもので、設置の箇所としましては正面玄関に1台、駐車

場から正面玄関に向かってくるところを映せるように１台と、増築部分の通用口の出入りを監視するのに１台で、あと通常の出入口ではございませんが、建物裏手の遊び場の方に面する一面を監視するカメラを１台ということで設置をする予定としております。

目的としては、外部からの侵入者の防止について、まあ抑止力も含めての設置ということになりますので、通常の出入り口と裏面というところの侵入者に対する監視という目的で設置をするものでございます。

○岩藤議長 ６番。

○６番 山田議員 こちらなんですけれども、監視をするのはもちろん重要なんです、例えばそれを、じゃあ２４時間誰が監視するのかとか、これはカメラを録画しっぱなしで、それであとから判断するものなのか、それとも常時誰かが彼かがそれを異常を検知するような何かシステムがあれば、そういうのは分かりますか教えてください。

○岩藤議長 地域福祉センター所長。

○菅原地域福祉センター所長 今回設置するカメラに関する機材でございますが、カメラ４台のほかに録画仕様のレコーダー、そして監視用のモニターを今回設置するものでございます。モニターについては事務室の中で常時見れるようにはしますけれども、そちらについては２４時間職員が向かってということにはなりませんので、あくまでその外部からの映像が映せるという状況、また何かがあった場合に録画した画像を見返すことができるようにということで運用をしていくような状況となっております。

○岩藤議長 ６番。

○６番 山田議員 昨今、非常に子どもたちを狙った犯罪というか、そういう施設に押し入っている犯罪等も多々ニュース等で見受けられます。そのなかでもやはりまあカメラ抑止力にもなるでしょうし、本来であれば、これを例えばＡＩを使って異常者が出た場合にアラームを鳴らすとか、そういうシステムの方も入れたり、例えば外部の警備会社に委託する等も考えながら、なるべくあのほんと園児たちの安全を最優先に考えて、今後もこのカメラを設置したのであればそれを利活用してもらえたらと思います。ぜひその辺はまた今後の展望というか、改善等がいろいろ出て来れば検討してもらいたいように思いますのでよろしくお願いしたいと思います。

○岩藤議長 ほかに質疑はありませんか。

３番 石井議員。

○３番 石井議員 流雪溝維持管理に要する経費、多分あの電柱だと予想はついているんですが、これ電柱１本ということでよろしいでしょうか。

○岩藤議長 施設整備課長。

○塚田施設整備課長 端的にご説明しますとですね、電柱、ＮＴＴ柱１本が該当してございまして、２１８地先ですね、石井工業さんの前の電柱になってます。一応老朽化により入れ替えという形になりますので、それに付随してですね、うちの装置を入れ替えするということになりまして、その計上になります。

○岩藤議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ、次のページへ進みます。

１０ページ、１１ページ。

１０款教育費、４項社会教育費。

質疑はありませんか。

６番 山田議員。

○６番 山田議員 こちらなんですけども、説明の中では風除室の屋根を支える柱が劣化して、今多少屋根が傾いてしまっているという話を聞きました。これ、ほかにこのような箇所というのは今見受けられたりしないでしょうか、お答えください。

○岩藤議長 森林工芸館長。

○小野寺森林工芸館長 はい、今のご質問ですけども、同じように工芸館の裏にもう１本柱があります、木柱の。ですけれども、土台部分が腰高ぐらいまでコンクリートになっていて、腰高から上がそういう柱になってますので、そちらにつきましては今のところ損傷は見受けられないということで問題ないかと考えております。

○岩藤議長 ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と発言する者あり）

○岩藤議長 なければ、歳入に進みます。

４ページ、５ページ。

２．歳入。１０款地方交付税。１４款国庫支出金、２項国庫補助金。１５款道支出金、２項道補助金、３項委託金。

質疑はありませんか。

（「なし」と発言する者あり）

○岩藤議長 なければ、歳入歳出を通して質疑漏れはありませんか。

（「なし」と発言する者あり）

○岩藤議長 なければ、次の議案に移ります。

〈議案第３５号 工事請負契約の締結について〉

○岩藤議長 次に、議案第３５号 工事請負契約の締結について。

質疑はありませんか。

（「なし」と発言する者あり）

○岩藤議長 なければ、次の議案に移ります。

〈議案第３６号 工事請負契約の締結について〉

○岩藤議長 次に議案第３６号 工事請負契約の締結について。

質疑はありませんか。

（「なし」と発言する者あり）

○岩藤議長 なければ、ここでしばらく休憩します。

意見調整を行いたいと思いますので、議員は議案持参のうえ、議員控室の方へ移動願います。説明員の方はそのまま自席でお待ちください。

休憩 13時15分

再開 13時21分

○岩藤議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第29号 置戸町町税条例の一部を改正する条例から議案第36号 工事請負契約の締結についてまでの7件を通して質疑漏れはありませんか。

5番 柏原議員。

○5番 柏原議員 議案第35号、まあ関連しますが36号もですけども、工事請負費について。この入札価格は決定なんでしょうけども、これが最大限の契約金額と。工事終了した時にまだ足りないから補正とか、そういう案件が出てくるのか、そこら辺この範囲内で極力やっぱり財政をひっ迫させないような状況での受け止め方でよろしいんでしょうか。

○岩藤議長 施設整備課長。

○塚田施設整備課長 児童館と道路の方ですね、工事金額のことについてになると思うんですけども、本体工事の方はですね、一応基本的に新築になりますんでほばないと。ちょっといけない部分もあるんですけども、まず問題なく進んでいけるのかなと思ってるところではあるんですけども、道路の工事の方はですね、なにせあのちょっと古い道路のためにですね、あの一部路盤改良なんかもしていかなきゃならない路線もあります。そちらに関して実際掘ってみて、現状と当初の図面が違うとか、そういうのがある可能性はあるので、そういう時はまたあのご相談していったってですね、工事の方の変更なんていう話もちっと出てくる可能性はあると思います。

○岩藤議長 5番。

○5番 柏原議員 先般、新聞、テレビ報道で入札業者が決定して入札はしたけども、工事が終わった結果として追加補正で多額のまあ費用負担というかな、あの行政が執行せざるを得なかったという事案が新聞等で見られていましたけども、そこら辺は十分把握したなかで執行していただきたいなと。正直、多額の費用なので、極力この計画の範囲内で収まるように努力していただきたいなと思います。

○岩藤議長 施設整備課長。

○塚田施設整備課長 工事もですね、一応何本も重なって、タイトなスケジュールのなか進めなきゃならない物件ではございますが、本体、外構、道路ともですね、まあ特に安全に配慮しながら金額の方もしっかり精査していきながらですね、進めていきたいなと思っております。

○岩藤議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ、これで質疑を終わります。

議案第29号 置戸町税条例の一部を改正する条例から議案第36号 工事請負契約の締結についてまでの7件について一括討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 討論なしと認めます。

これで議案第29号から議案第36号までの7件について討論を終わります。

これから議案第２９号 置戸町税条例の一部を改正する条例から議案第３６号 工事請負契約の締結についてまでの７件を採決します。

議案の順序で行います。

まず、議案第２９号 置戸町税条例の一部を改正する条例の採決を行います。

議案第２９号については、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○岩藤議長 起立多数です。

したがって、議案第２９号 置戸町税条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第３０号 置戸町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の採決を行います。

議案第３０号については、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○岩藤議長 起立多数です。

したがって、議案第３０号 置戸町国民健康保険税条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第３１号 置戸町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の採決を行います。

議案第３１号については、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○岩藤議長 起立多数です。

したがって、議案第３１号 置戸町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第３２号 置戸町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の採決を行います。

議案第３２号については、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○岩藤議長 起立多数です。

したがって、議案第３２号 置戸町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第３４号 令和７年度置戸町一般会計補正予算（第１号）の採決を行います。

議案第３４号については、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○岩藤議長 起立多数です。

したがって、議案第３４号 令和７年度置戸町一般会計補正予算（第１号）は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第３５号 工事請負契約の締結についての採決を行います。

議案第３５号については、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○岩藤議長 起立多数です。

したがって、議案第35号 工事請負契約の締結については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第36号 工事請負契約の締結についての採決を行います。

議案第36号については、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○岩藤議長 起立多数です。

したがって、議案第36号 工事請負契約の締結については、原案のとおり可決されました。

◎日程第10 意見書案第3号 ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める要望意見書から

◎日程第15 意見書案第8号 令和7年度北海道最低賃金改正等に関する要望意見書まで

————— 6件 一括議題 —————

○岩藤議長 日程第10 意見書案第3号 ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める要望意見書から日程第15 意見書案第8号 令和7年度北海道最低賃金改正等に関する要望意見書までの6件を一括議題とします。

お諮りします。

意見書案第3号から意見書案第8号までの6件については、置戸町議会会議規則第38条第2項の規定により趣旨説明を省略したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 異議なしと認めます。

よって、意見書案第3号から意見書案第8号までの6件については、趣旨説明を省略することに決定しました。

これから意見書案第3号から意見書案第8号までの6件について一括質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ、これで質疑を終わります。

これから意見書案第3号から意見書案第8号までの6件について一括討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 討論なしと認めます。

これから意見書案第3号 ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める要望意見書から意見書案第8号 令和7年度北海道最低賃金改正等に関する要望意見書までの6件を一括採決します。

お諮りします。

意見書案第3号から意見書案第8号までの6件については、原案のとおり決定することにご異議あり

ませんか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第3号 ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める要望意見書から意見書案第8号 令和7年度北海道最低賃金改正等に関する要望意見書までの6件については、原案のとおり可決されました。

◎日程第16 議員の派遣について

○岩藤議長 日程第16 議員の派遣についてを議題とします。

議員の派遣については、置戸町議会会議規則第124条の規定により、お手元に配付の議案のとおり議員を派遣したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 異議なしと認めます。

したがって、お手元に配付の議案のとおり議員の派遣することに決定しました。

お諮りします。

ただいま議決しました議員派遣の内容に今後変更を要する時は、その取り扱いを議長に一任願いたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 異議なしと認めます。

したがって、議員派遣の内容に今後変更を要する時は、その取り扱いを議長に一任することに決定しました。

◎閉会の議決

○岩藤議長 お諮りします。

本定例会の会議に付された事件は、すべて終了しました。

したがって、置戸町議会会議規則第6条の規定によって本日で閉会したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 異議なしと認めます。

したがって、本定例会は本日で閉会することに決定しました。

◎閉会宣言

○岩藤議長 これで本日の会議を閉じます。

令和7年第3回置戸町議会定例会を閉会いたします。

閉会 13時34分